

四日市地域における排出基準

大 気 編

四日市市環境部環境保全課

目 次

ばい煙に関する規制

1. 規制の適用を受ける施設

- (1) 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 三重県生活環境の保全に関する条例に規定するばい煙に係る指定施設・・・・・・・・ 4

2. 排出基準

2-1 硫黄酸化物

大気汚染防止法による規制

- (1) 規制の適用を受ける施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (2) 排出基準（K値規制）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (3) 総量規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

三重県生活環境の保全に関する条例による規制

- (1) 規制の適用を受ける施設及び排出基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

2-2 窒素酸化物

大気汚染防止法による規制

- (1) 規制の適用を受ける施設及び排出基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

三重県生活環境の保全に関する条例による規制

- (1) 総排出量規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

2-3 ばいじん

大気汚染防止法による規制

- (1) 規制の適用を受ける施設及び排出基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- (2) ばいじんに係る上乗せ排出基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

三重県生活環境の保全に関する条例による規制

- (1) 規制の適用を受ける施設及び排出基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

2-4 有害物質

大気汚染防止法による規制

- (1) 規制の適用を受ける施設及び排出基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- (2) 有害物質に係る上乗せ排出基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

三重県生活環境の保全に関する条例による規制

- (1) 規制の適用を受ける施設及び排出基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

特定物質に関する規制

大気汚染防止法による規制

- (1) 特定物質に関する事故時の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- (2) 特定物質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

粉じんに関する規制

大気汚染防止法による規制

- (1) 一般粉じん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
 - 規制の適用を受ける施設
 - 一般粉じん発生施設の構造等に関する基準
- (2) 特定粉じん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

規制の適用を受ける施設
特定粉じんの規制基準
特定粉じん排出等作業

三重県生活環境の保全に関する条例による規制

- (1) 規制の適用を受ける施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- (2) 粉じんに係る指定施設の構造等に関する基準・・・・・・・・ 43

炭化水素系物質に関する規制

三重県生活環境の保全に関する条例による規制

- (1) 炭化水素系物質・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- (2) 規制の適用を受ける施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- (3) 炭化水素系物質に係る構造等の基準・・・・・・・・・・ 44

有害大気汚染物質対策の推進

- (1) 施策等の実施の指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- (2) 各主体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- (3) 優先取組物質・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- (4) 指定物質・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

悪臭に関する規制

悪臭防止法による規制

- (1) 規制の適用を受ける地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- (2) 規制基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

ダイオキシン類に関する規制

ダイオキシン類対策特別措置法による規制

- (1) 規制の適用を受ける施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- (2) 排出基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

大気汚染防止法に基づく特別排出基準適用区域図・・・・・・・・ 57

参 考

- 大気汚染に係る環境基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- 大気汚染緊急時の措置等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- ばい煙排出者の測定義務について・・・・・・・・・・ 61
- 公害防止管理者等を必要とする工場等・・・・・・・・ 62
- 大気関係公害関係法令に基づく届出書等一覧表・・・・ 64

ばい煙に関する規制

1. 規制の適用を受ける施設

(1) 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設

表 1 (大気汚染防止法施行令 別表第 1)

番号	種 類	規 模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	総理府令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が 10 平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が 1 日当たり 20 トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間あたり 50 リットル以上であること。
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉（14 の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が 1 時間当たり 1 トン以上であること。
4	金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。） 転炉及び平炉（14 の項に掲げるものを除く。）	
5	金属の精錬又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉ならびに 14 の項及び 24 の項から 26 の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が 1 平方メートル以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平面積をいう。以下同じ。）が、0.5 平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であること。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコールドール製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が 1 時間当たり 200 キログラム以上であること。
8 の 2	石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 6 リットル以上であること。
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が 1 平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であること。
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26 の項に掲げるものを除く。）	
11	乾燥炉（14 の項又は 23 の項に掲げるものを除く。）	
12	製鉄、製鋼又は合金若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が 1,000 キロボルトアンペア以上であること。

番号	種 類	規 模
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が2平方メートル以上であるか、又は 燃焼能力が1時間当たり200キログラム以上である こと。
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する 焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を 含む。）溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含 む。）転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上である か、火格子面積が0.5平方メートル以上である か、羽口面断面積が0.2平方メートル以上である か、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1 時間当たり20リットル以上であること。
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウ ムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上であること。
16	塩素化工チレンの製造の用に供する 塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩素水素にあっては塩 素換算量）の処理能力が1時間当たり50キログラ ム以上であること。
17	塩化第2鉄の製造の用に供する溶解 槽	
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用する ものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当 たり3リットル以上であること。
19	化学製品の製造の用に供する塩素反 応施設、塩化水素反応施設及び塩化 水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水 素ガスを使用するものに限り、前3 項に掲げるもの及び密閉式のもの を除く。）	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては、 塩素換算量）の処理能力が1時間当たり50キログ ラム以上であること。
20	アルミニウムの精錬の用に供する電 解炉	電流容量が30キロアンペア以上であること。
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は混合肥料 の製造（原料として燐鉱石を使用す るものに限る。）の用に供する反応施 設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当 たり80キログラム以上であるか、バーナーの燃料 の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以 上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボ ルトアンペア以上であること。
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、 吸収施設及び蒸留施設（密閉式のも のを除く。）	伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はポ ンプの動力が1キロワット以上であること。
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原 料として燐鉱石を使用するものに限 る。）の用に供する反応施設、乾燥炉 及び焼成炉	原料の処理能力が1時間当たり80キログラム以上 であるか、火格子面積が1平方メートル以上であ るか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1 時間当たり50リットル以上であること。
24	鉛の第2次精錬（鉛合金の製造を含 む。）又は鉛の管、板若しくは線の製 造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当 たり10リットル以上であるか、又は変圧器の定格容 量が40キロボルトアンペア以上であること。
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当 たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容 量が20キロボルトアンペア以上であること。
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解 炉、反射炉及び乾燥施設	容量が0.1立方メートル以上であるか、バーナー の燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リッ トル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20キ ロボルトアンペア以上であること。
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、 漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が1時 間当たり100キログラム以上であること。

番号	種 類	規 模
28	コークス炉	原料の処理能力が1日当たり20トン以上であること。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35リットル以上であること。
32	ガソリン機関	

重油換算（昭和46年8月25日環境庁環大企第5号、平成2年12月1日環境庁環大規第384号、昭和47年5月11日三重県環調第25号）

表1及び表2の左欄中の重油換算は次表のとおりとする。但し、30、31項は下表のとおりとする。

燃料の種類	燃料の量	重油の量
液 体 燃 料	10リットル	10リットル
ガ ス 燃 料	16m ³	
固 体 燃 料	16kg	

燃料の種類	重 油 の 量
液 体 燃 料	燃料の燃焼能力（リットル/h）
気 体 燃 料	$\frac{\text{燃料の総発熱量(kcal / m}^3\text{N)}}{9,600\text{kcal / リットル}} \times \text{燃料の燃焼能力 (m}^3\text{N / h)}$

(2) 三重県生活環境の保全に関する条例に規定するばい煙に係る指定施設

表2 (三重県生活環境の保全に関する条例施行規則 別表第1)

番号	種類	規模
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	日本工業規格(以下「規格」という。)B8201及びB8203の伝熱面積の項で定める算定方法により算定した伝熱面積が8平方メートル以上10平方メートル未満であること。
2	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及びか焼炉(第8号の項に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が1時間当たり1トン未満であること。
3	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉(こしき炉及び第8号の項に掲げるものを除く。)	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。)が0.25平方メートル以上0.5平方メートル未満であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり40リットル以上50リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が150キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。
4	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	火格子面積が0.8平方メートル以上1平方メートル未満であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり40リットル以上50リットル未満であること。
5	石油製品(石油化学製品又はコールタール製品)の製造の用に供する加熱炉	
6	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力が1時間当たり100キログラム以上200キログラム未満であること。
7	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が600キロボルトアンペア以上1,000キロボルトアンペア未満であること。
8	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.3トン以上0.5トン未満であるか、火格子面積が0.3平方メートル以上0.5平方メートル未満であるか、羽口面断面積が0.15平方メートル以上0.2平方メートル未満であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10リットル以上20リットル未満であること。

番号	種 類	規 模
9	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限る)、塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設、塩化第2鉄の製造の用に供する溶解槽、活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉及び密閉式のものを除く。)	原料として使用する塩素(塩化水素にあっては、塩素換算量)の処理能力が1時間当たり30キログラム以上50キログラム未満であること。
10	りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造(原料としてりん鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用するりん鉱石の処理能力が1時間当たり50キログラム以上80キログラム未満であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり40リットル以上50リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が150キロボルトアンペア以上200キロボルトアンペア未満であること。
11	固型燃料又は炭素の製造(原料としておがくずを使用するものに限る。)の用に供する製造炉	
12	砥粒子の回収の用に供する燃焼炉	
13	アンモニア系肥料の製造の用に供する硫酸製造施設及び反応炉	
14	無機化学工業品の製造の用に供する食塩水電解施設	
15	合成樹脂の製造若しくは加工又は天然樹脂の加工の用に供する反応施設及び熱処理施設	
16	ピッチの製造(原料として硫酸スラッジを使用するものに限る。)の用に供するピッチ製造施設	
17	金属の精錬若しくは加工又は金属製品の表面処理の用に供する酸洗浄施設、メッキ施設、電解施設及び塩化炉	
18	金属触媒の回収の用に供する再生施設	
19	紡績及び織布の用に供する染色施設及び漂白施設	
20	パルプ製造の用に供する蒸解施設、濃縮施設、薬品回収施設及び製紙施設	
21	金属の熱処理施設(処理剤としてシアン化合物を使用するものに限る。)	

2. 排出基準

2-1 硫黄酸化物

大気汚染防止法による規制

(1) 規制の適用を受ける施設

表1の施設のうち硫黄酸化物を発生するもの

(2) 排出基準（K値規制）

硫黄酸化物の排出基準は、次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} H e^2$$

この式において、q、K及びHeは、それぞれ次の値を表わすものとする。

q：硫黄酸化物の量（単位 Nm^3/h 、温度零度、圧力1気圧の状態に換算）

K：大気汚染防止法に定める定数（K値）のとおり定められる。

K値 3.0	一般排出基準
K値 1.17	特別排出基準 (58ページの「大気汚染防止法に基づく特別排出基準適用区域」内に新たに設置されるばい煙発生施設について適用される。)

He：補正された排出口の高さ（単位 m）

$$H_e = H_o + 0.65(H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1\right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}\right) + 1$$

Ho：排出口の実高さ（単位 m）

Hm：排出口における上向きの運動量による上昇高さ（単位 m）

Ht：排ガス温度と大気温度との温度差による上昇高さ（単位 m）

Q：温度15度における排出ガス量（単位 $\text{m}^3/\text{秒}$ ）

V：排出ガスの排出速度（単位 m/秒）

T：排出ガスの温度（単位 絶対温度）

(参考)

大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物の排出基準 [K 値規制] の変遷

一般排出基準

年月日	S43.12.1	S44.2.1	S47.1.5	S48.1.1	S49.4.1	S50.4.15 以後
K 値	20.4	11.7	7.01	6.42	3.5	3.0

移行

特別排出基準

年 月 日	S44.7.29	S47.1.5	S49.4.1 以後
K 値	5.26	2.92	1.17

移行

K 値と最大着地濃度との関係

K 値 3.0 最大着地濃度 0.005ppm、K 値 1.17 最大着地濃度 0.002ppm

硫黄酸化物の排出量を求める概算 (非排脱)

$$q \text{ (硫黄酸化物の規制値 } \text{m}^3/\text{h}) = K \text{ 値} \times 10^{-3} \times \text{He}^2 \text{ (補正高)}$$

$$q > q'$$

q' : 実際の硫黄酸化物排出量

$$K' = \frac{q' \times 10^3}{\text{He}^2}$$

$$K > K'$$

K' : 実際の K 値

公 式

$$q \text{ (m}^3/\text{h)} = 0.7 \times A \times B$$

A : 燃料 1kg 中の硫黄含有量(kg)

B : 定格での燃料使用量(kg/h)

(3) 総量規制基準（昭和 63 年 9 月 27 日 三重県告示第 462 号、昭和 63 年 10 月 1 日施行、平成 3 年 1 月 29 日一部改正）

1) 総量規制基準の適用地域

四日市地域（四日市市、三重郡朝日町及び同郡川越町の区域をいう。）

2) 特定工場等の規模

一の工場又は事業場に設置されている別表第 1 の左欄に掲げるばい煙発生施設（以下「対象ばい煙発生施設」という。）のすべてを定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものが 1 時間当たり 500 リットル以上のもの。

3) 総量規制基準

次の区分に従い、それぞれに定める算式により算出された硫黄酸化物の量。（単位 Nm^3/h 、温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算）

総量規制基準

別表第 1 の右欄に掲げる日（以下「基準日」という。）前から設置されている対象ばい煙発生施設（設置の工事を行っているものを含む。）を有している特定工場等に適用する基準。

$$Q = 0.014 W^{0.819}$$

この式において、 Q 及び W は、それぞれ次の値を表すものとする。

Q : 排出が許容される硫黄酸化物の量（単位 Nm^3/h 、温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算）

W : 特定工場等に設置されているすべての対象ばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量

特別の総量規制基準

基準日以後に新たに対象ばい煙発生施設が設置された特定工場等（一の工場又は事業場で、対象ばい煙発生施設の設置又は構造等の変更により新たに特定工場等となったものを含む。）及び基準日以後に新たに設置された特定工場等に適用する基準。

$$Q = 0.014 W^{0.819} + 0.3 \times 0.014 \{ (W+W_i)^{0.819} - W^{0.819} \}$$

この式において、 Q 、 W 及び W_i は、それぞれ次の値を表すものとする。

Q : 排出が許容される硫黄酸化物の量（単位 Nm^3/h 、温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算）

W : 特定工場等に設置されているすべての対象ばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量（重油の量に換算したリットル毎時とし、 W_i を除く）

W_i : 特定工場等に基準日以後に設置されるすべての対象ばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量（重油の量に換算したリットル毎時）

4) W 及び W_i の認定方法

対象ばい煙発生施設（廃止、予備（専ら他の対象ばい煙発生施設の使用停止中に予備的に使用されることをいう。）又は休止中の対象ばい煙発生施設を除く。）を定格出力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量により認定する。

5) 原料及び燃料の量の重油の量への換算方法

原料及び燃料の量の重油の量への換算方法（昭和 50 年環境庁告示第 13 号）に定めるもののほか、

次のとおりとする。

原料

別表第2の左欄に掲げる原料の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる量を同表の右欄に掲げる重油の量に換算する。

燃料

別表第3の左欄に掲げる燃料の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる量を同表の右欄に掲げる重油の量に換算する。ただし、気体燃料については、重油の量に換算した値に圧縮率2分の1を乗じた値とする。

(昭和50年環境庁告示第13号、改正 昭和56年9月30日環境庁告示第82号)

燃料の種類	燃料の量	重油の量(リットル)
原油・軽油	1リットル	0.95
ナフサ・灯油		0.90
石炭	1キログラム	0.30～0.80
液化天然ガス		1.3
液化石油ガス		1.2
都市ガス		0.33～1.3
その他の燃料	1リットル (固体燃料又は気体燃料 にあつては、1キログラ ム)	当該燃料の量1リットル (固体燃料又は気体燃料にあつては、1キログラ ム)当たりの発熱量に相当する発熱量を有する重 油の量

別表第 1

対象ばい煙発生施設	基準日
大気汚染防止法施行令（昭和 43 年政令第 329 号。以下「令」という。）別表第 1 に掲げるばい煙発生施設のうち硫黄酸化物に係るもの（次項以下に掲げるものを除く。）	昭和 51 年 9 月 1 日
令別表第 1 の 1 の項に掲げるボイラーのうち伝熱面積が 10 平方メートル未満のもの	昭和 60 年 9 月 10 日
令別表第 1 の 29 の項に掲げるガスタービン及び同表の 30 の項に掲げるディーゼル機関（専ら非常時において用いられるものを除く。）	昭和 63 年 2 月 1 日
令別表第 1 の 31 の項に掲げるガス機関及び同表の第 32 の項に掲げるガソリン機関（専ら非常時において用いられるものを除く。）	平成 3 年 2 月 1 日

別表第 2

原料の種類	原料の量	重油の量（単位 リットル）
石油の精製の用に供する流動接触分解装置に投入される石油	1 リットル	0.020
石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置により回収される硫黄	1 キログラム	0.35
カーボンブラック製造用燃焼装置において用いられる原料	1 リットル	0.30
ガラスの製造の用に供する熔融炉において用いられる原料（ぼう硝を使用するものに限る。）	1 キログラム	0.45
廃棄物焼却炉において用いられる一般廃棄物		0.055
廃棄物焼却炉において用いられる産業廃棄物		当該原料の量 1 キログラムの処理に伴い発生する平均的な硫黄酸化物の量に相当する量の言おう酸化物を燃焼に伴い発生する重油（硫黄含有率 1.0 パーセント、比重 0.9 とする。）の量。

別表第 3

燃料の種類	燃料の量	重油の量（単位 リットル）
コークス	1 キログラム	0.75
石炭		0.70
都市ガス		0.5
オフガス		1.2
ナフサ分解ガス		1.3
その他の燃料	1 リットル （固体燃料又は気体燃料にあっては、1 キログラム）	当該燃料の量 1 リットル （固体燃料又は気体燃料にあっては、1 キログラム）当たりの発熱量に相当する発熱量を有する重油（総発熱量は 9,900 キロカロリーとする。）量。

- 6) 燃料使用基準（昭和 63 年 9 月 27 日 三重県公告 第 463 号、平成 3 年 1 月 29 日一部改正）
 使用する原料及び燃料の量を重油の量に換算したものが 1 時間当たり 500 リットル未満のものについては、次の燃料使用基準による。

燃料の種類	工場又は事業場の規模	硫黄使用基準 (硫黄分含有率)
重油その他の 石油系燃料	特定工場等以外の一の工場又は事業場に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものが 1 時間当たり 100 リットル以上 500 リットル未満のもの	0.8 パーセント 以 下
	特定工場等以外の一の工場又は事業場に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものが 1 時間当たり 100 リットル未満のもの	1.0 パーセント 以 下
備 考 原料及び燃料の量の重油の量への換算方法は、原料及び燃料の量の重油の量への換算方法（昭和 50 年環境庁告示第 13 号）並びに昭和 63 年三重県告示第 462 号に定めるとおりとする。		

大気汚染防止法施行令（昭和 43 年政令第 329 号）表第 1 の 29 の項に掲げるガスタービン、同表の 30 の項に掲げるディーゼル機関、同表の 31 の項に掲げるガス機関及び同表の 32 の項に掲げるガソリン機関のうち、専ら非常時において用いられるものについては、当分の間、この告示は適用しない。

三重県生活環境の保全に関する条例による規制

(1) 規制の適用を受ける施設及び排出基準

表 2 (5 ページ) の 1 の項から 10 の項までに掲げる施設に係る硫黄酸化物の排出基準は、次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} H e^2$$

この式において、q、K 及び He は、それぞれ次の値を表わすものとする。

q : 硫黄酸化物の量 (単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

K : 次の表の中欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる値とする。

1	特別排出基準適用区域外に設置されるもの及び昭和 47 年 4 月 21 日前に特別排出基準適用区域内に設置されたもの	3.0
2	特別排出基準適用区域内に昭和 47 年 4 月 21 日から昭和 49 年 5 月 20 日までの間に設置されたもの	2.92
3	特別排出基準適用区域内に昭和 49 年 5 月 21 日以後新たに設置されるもの	1.17

He : 補正された排出口の高さ (単位 m)

$$He = Ho + 0.65 (Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

Ho : 排出口の実高さ (単位 m)

Hm : 排出口における上向きの運動量による上昇高さ (単位 m)

Ht : 排ガス温度と大気温度との温度差による上昇高さ (単位 m)

Q : 温度 15 度における排出ガス量 (単位 m³/秒)

V : 排出ガスの排出速度 (単位 m/秒)

T : 排出ガスの温度 (単位 絶対温度)

(注) 特別排出基準適用区域は 2 - 1 - 1 - (2) の「大気汚染防止法に基づく特別排出基準適用区域」(58 ページ参照) に同じ。

2 - 2 窒素酸化物

大気汚染防止法による規制

(1) 規制の適用を受ける施設及び排出基準

令別表第1の項	細番号	ばい煙発生 施設の種類の 1	規模 最大定格 排ガス量 万Nm ³ /h	残 存 酸 素 濃 度 On (%)	排 出 基 準 値 (ppm)										
					設 置 年 月 日										
					~ S48. 8.9	S48. 8.10 ~ S50. 12.9	S50. 12.10 ~ S52. 6.17	S52. 6.18 ~ S52. 9.9	S52. 9.10 ~ S54. 8.9	S54. 8.10 ~ S58. 9.9	S58. 9.10 ~ S59. 9.9	S59. 9.10 ~ S60. 9.9	S60. 9.10 ~ S62. 3.31	S62. 4.1 ~ H2. 9.9	H2. 9.10 ~
1	ガス専焼ボイラー	50以上	5	130	100	60									
		10~50		130	100										
		4~10		130		100									
		1~4		150	130										
		0.5~1		150											
		0.5未満		150											
	低品位炭燃焼ボイラー (天井バーナー) 2	70以上	6	400	300					200					
		50~70		420	300					250					
		20~50		420	350	300				250					
		4~20		450	350	300				250					
		1~4		450	380	350									
		0.5~1		450	380	350									
	低品位炭専焼ボイラー (天井バーナー 30万Nm ³ /h以上)	70以上	6	480	300					200					
		50~70		480	300					250					
		30~50		480	350	300				250					
	低品位炭専焼ボイラー (火炉分置型 火炉熱発生率14万kcal/m ³ /h以上 50万Nm ³ /h以上)	70以上	6	550	300					200					
		50~70		550	300					250					
	低品位炭専焼ボイラー (30万Nm ³ /h以上、 以外)	70以上	6	480	300					200					
50~70		480		300					250						
30~50		480		350	300				250						
低品位炭燃焼ボイラー (火炉分置型 火炉熱発生率14万kcal/m ³ /h以上、 以外)	70以上	6	400	300					200						
	50~70		420	300					250						
	20~50		420	350	300				250						
	4~20		450	350	300				250						
	1~4		450	380	350										
	0.5~1		450	380	350										
	0.5未満		480		380				350						

1	石炭専焼ボイラー (前面燃焼方式、自然循環型、火炉熱発生率14万kcal/m ³ /h以上、20万~25万m ³ /hのもの)	6	450	350	300	250
---	--	---	-----	-----	-----	-----

令別表第1の項	細番号	ばい煙発生施設の種類の 1	規模 最大定格排ガス量 万Nm ³ /h	残存酸素濃度 On (%)	排出基準値 (ppm)										
					設置年月日										
					~	S48. 8.10	S50. 12.10	S52. 6.18	S52. 9.10	S54. 8.10	S58. 9.10	S59. 9.10	S60. 9.10	S62. 4.1	H2. 9.10
1		石炭専焼ボイラー (前面燃焼方式、自然循環型、火炉熱発生率14万kcal/m ³ /h以上、20万~25万m ³ /hのもの)	6	450	350	300					250				
		石炭燃焼ボイラー (撽線型チルチングバーナー、100万m ³ /h以上)	6	430	300					200					
		石炭燃焼ボイラー (流動層燃焼方式、4万m ³ /h未満)	1~4	6	450	380	350		380	360	350				
	0.5~1		450		380	350		390	360	350					
	0.5未満		480		380		360	350							
		石炭燃焼ボイラー (散布式ストーカ型4万~10万m ³ /h以上)	6	450	350	300			320						
		固形燃焼ボイラー (流動層燃焼方式、4万m ³ /h未満)	0.5~4	6	450	380	350		360	350					
	0.5未満		480		380		360	350							
		固体燃焼ボイラー (火炉熱発生率20万kcal/m ³ /h以上、再熱再生抽気復水式自然循環型、59.12.31までに固体燃焼ボイラーに転換するもの、50~70万m ³ /h以上のもの)	6	420	300					250					
		固体燃焼ボイラー ~ 以外	70以上	6	400	300					250				
	50~70		420		300					250					
	20~50		420		350	300					250				
	4~20		450		350	300					250				
	0.5~4		450		380	350									
	0.5未満		480		380			350							
		非開封式液体燃焼ボイラー - (原油タール100万m ³ /h未満) 3	50~100	4	210	180	150	130							
	10~50		210		180	150									
	4~10		280		180	150									
	1~4		280		150										
	0.5~1		280				180								
	0.5未満		280				180								

令別表第1の項	細番号	ばい煙発生 施設の種類の 1	規 模 最大定格 排ガス量 万Nm ³ /h	残 存 酸 素 濃 度 On (%)	排 出 基 準 値 (ppm)											
					設 置 年 月 日											
					~ S48. 8.9	S48. 8.10 ~ S50. 12.9	S50. 12.10 ~ S52. 6.17	S52. 6.18 ~ S52. 9.9	S52. 9.10 ~ S54. 8.9	S54. 8.10 ~ S58. 9.9	S58. 9.10 ~ S59. 9.9	S59. 9.10 ~ S60. 9.9	S60. 9.10 ~ S62. 3.31	S62. 4.1 ~ H2. 9.9	H2. 9.10 ~ ~	
1	液本燃焼ボイラー (原由ターク 以外) 3	50以上	4	180		130										
		10~50		190	180	150										
		4~10		250	180	150										
		1~4		250		150										
		0.5~1		250				180								
		0.5未満		250				180								
	掛開閉付液本燃焼ボイラ ー (原由ターク以外100 万m ³ /h未満) 3	50~100	4	210	180	150	130									
		10~50		210	180	150										
		4~10		210	180	150										
		1~4		250		150										
		0.5~1		280				180								
		0.5未満		280				180								
	液本燃焼ボイラー (~ 以外) 3	50以上	4	180		150	130									
		10~50		190	180	150										
		4~10		190	180	150										
		1~4		230		150										
		0.5~1		250				180								
		0.5未満		250				180								
	固本燃焼小型ボイラー (伝熱面積10m ² 未満)			6								350				
		液本燃焼小型ボイラー (灯油 軽油 A重油以外、伝熱面 積10m ² 未満)		4								300		260		
	2	ガス発生炉、加熱炉		7	170				150							
水素ガス製造用ガス発生炉 (天井バーナー燃焼方式)		7	360				150									
3	ペレット焼成炉 (ガス燃焼)	1以上	15	540			220									
		1未満		540				220								
	焼成炉(以外のペレ ット焼成炉)	1以上	15	300			220									
		1未満		300				220								
	焼成炉 (~ 以外)	10以上	15	260			220									
		1~10		270			220									
1未満		300				220										

令別表第1の項	細番号	ばい煙発生 施設の種類 1	規 模 最大定格 排ガス量 万Nm ³ /h	残 存 酸 素 濃 度 On (%)	排 出 基 準 値 (ppm)										
					設 置 年 月 日										
					~ S48. 8.9	S48. 8.10 ~ S50. 12.9	S50. 12.10 ~ S52. 6.17	S52. 6.18 ~ S52. 9.9	S52. 9.10 ~ S54. 8.9	S54. 8.10 ~ S58. 9.9	S58. 9.10 ~ S59. 9.9	S59. 9.10 ~ S60. 9.9	S60. 9.10 ~ S62. 3.31	S62. 4.1 ~ H2. 9.9	H2. 9.10 ~
3	アルミナ製造用煨焼炉	1以上	10	350			200								
		1未満		350			200								
	煨焼炉(以外)		10	200											
	焙焼炉		14	250			220								
4	溶融炉		15	120			100								
5	金属溶融炉		4	12	200			180							
6	ラジアントチューブ型 金属加熱炉	10以上	11	200		100									
		1~10		200		150									
		0.5~1		200		150									
		0.5未満		200		180									
	鍛造用金属加熱炉	10以上	11	-		100									
		1~10		-		180									
		0.5~1		-		150									
		0.5未満		-		180									
	金属加熱炉 (、以外)	10以上	11	160		100									
		1~10		170		150	130								
		0.5~1		170		150									
		0.5未満		200		180									
	7	掛形付石臼加熱炉	4以上	6	170		100								
			1~4		180	170	150	130							
			0.5~1		190		150								
			0.5未満		200		180								
エチレン分解炉		4以上	6	170		100									
		1~4		180	150	130									
		0.5~1		180		150									
		0.5未満		200		180									
エチレン分解炉 (炉床式バーナー)		4以上	6	170		100									
		1~4		180	150	130									
		0.5~1		180		150									
		0.5未満		200		180									

令別表第1の項	細番号	ばい煙発生 施設の種類 1	規 模 最大定格 排ガス量 万Nm ³ /h	残 存 酸 素 濃 度 On (%)	排 出 基 準 値 (ppm)										
					設 置 年 月 日										
					~ S48. 8.9	S48. 8.10 ~ S50. 12.9	S50. 12.10 ~ S52. 6.17	S52. 6.18 ~ S52. 9.9	S52. 9.10 ~ S54. 8.9	S54. 8.10 ~ S58. 9.9	S58. 9.10 ~ S59. 9.9	S59. 9.10 ~ S60. 9.9	S60. 9.10 ~ S62. 3.31	S62. 4.1 ~ H2. 9.9	H2. 9.10 ~ ~
7	エチレン独立加熱炉	10以上	6	170		100									
		4~10		180		100									
		1~4		180	150	130									
		0.5~1		180		150									
		0.5未満		200		180									
	エチレン独立加熱炉メ タノール改質炉 (空気予熱器付)	10以上	6	170		100									
		4~10		430		100									
		1~4		180	150	130									
		0.5~1		180		150									
		0.5未満		200		180									
	石炭加熱炉 (~ 以外)	4以上	6	170		100									
		1~4		180	170	150	130								
		0.5~1		180		150									
		0.5未満		200		180									
	8	触媒再生塔		6	300					250					
8-2	燃焼炉		8	300					250						
9	石炭焼成炉(ガス燃焼 ロータリーキルン)		15	300					250						
	セメント焼成炉 (湿式)	10以上	10	-		250									
		10未満		-		350									
	セメント焼成炉 (以外)	10以上	10	480		250									
		10未満		480		350									
	耐火物原料、耐火レンガ製造用焼成 炉		18	450					400						
	板ガラス、ガラス繊維製造用燃焼炉		15	400					360						
	フリット、光学ガラス、電気ガラス 製造用燃焼炉		16	900					800						
	その他ガラス製造用燃焼炉		5 15	500					450						
その他焼成炉、溶融炉		15	200					180							
10	反応炉、直火炉(、 以外)		6	200					180						
	硫酸カリウム製造用反応炉		6	250					180						
	硫酸製造用反応炉(NOX触媒)		15 6	700					180						

令別表第1の項	細番号	ばい煙発生 施設の種類の 1	規 模 最大定格 排ガス量 万Nm ³ /h	残 存 酸 素 濃 度 On (%)	排 出 基 準 値 (ppm)										
					設 置 年 月 日										
					~ S48. 8.9	S48. 8.10 ~ S50. 12.9	S50. 12.10 ~ S52. 6.17	S52. 6.18 ~ S52. 9.9	S52. 9.10 ~ S54. 8.9	S54. 8.10 ~ S58. 9.9	S58. 9.10 ~ S59. 9.9	S59. 9.10 ~ S60. 9.9	S60. 9.10 ~ S62. 3.31	S62. 4.1 ~ H2. 9.9	H2. 9.10 ~
11		乾式炉		16	250					230					
13	浮遊塵埃燃焼炉 (連続炉)	4以上	4未満	12	900					450					
		4未満			900					450					
	特殊廃棄物炉 (連続炉) 7	4以上	4未満	12	300					250					
		4未満			900					700					
	廃棄物炉 (連続炉、以外)	4以上	4未満	12	300					250					
4未満		300					250								
	廃棄物炉 (連続炉以外)	4以上		12	-					250					
14	銅 鉛 亜鉛精錬用溶融炉			14	250					220					
	" 焼結炉			15	300					220					
	" 溶融炉(、以外)			15	120					100					
	亜鉛精錬用溶融炉のうち鉱滓処理炉(石炭、コークスを燃料・還元剤とするもの)			15	450										
	亜鉛精錬用溶融炉のうち立型蒸留炉			15	230					100					
	溶融炉(以外)			12	200					180					
	銅精錬用溶融炉のうち精製炉 (アンモニアを還元剤とするもの)			12	330										
	乾式炉			16	200					180					
18	活性炭製造用反応炉			6	200					180					
21	燐等製造用焼成炉			15	200					180					
	燐等製造用溶融炉			15	650					600					
23	トリポリリン酸ナトリウム製造用焼成炉			15	200					180					
	トリポリリン酸ナトリウム製造用乾燥炉			16	200					180					
24	鉛二次精錬等溶融炉			12	200					180					
25	鉛蓄電池製造用溶融炉			12	200					180					

令別表第1の項	細番号	ばい煙発生 施設の種類の 1	規 模 最大定格 排ガス量 万Nm ³ /h	残 存 酸 素 濃 度 On (%)	排 出 基 準 値 (ppm)										
					設 置 年 月 日										
					~ S48. 8.9	S48. 8.10 ~ S50. 12.9	S50. 12.10 ~ S52. 6.17	S52. 6.18 ~ S52. 9.9	S52. 9.10 ~ S54. 8.9	S54. 8.10 ~ S58. 9.9	S58. 9.10 ~ S59. 9.9	S59. 9.10 ~ S60. 9.9	S60. 9.10 ~ S62. 3.31	S62. 4.1 ~ H2. 9.9	H2. 9.10 ~
26		鉛系材料製造用溶融炉		12	200					180					
		鉛酸化物製造用溶融炉		0s	200					180					
		反射炉		15	200					180					
		反応炉		6	200					180					
		鉛酸化物、硝酸塩製造用反応炉		0s	200					180					
27		硫酸製造施設		0s	200										
28	コークス炉 (オート型)	10以上	7	-	200	170									
		10未満		-	200	170									
	コークス炉 (以外)	10以上	7	350	200	170									
		10未満		350	350	170									

- 電気炉（熱源として電気を使用するもの）を除く。
- 低品位炭とは、石炭のうち1kg当たりの発熱量が5,000kcal以下のものをいう。
- 液体燃料ボイラーのうち、昭和52年9月10日に設置された排出ガス量が0.5万Nm³/h未満の過負荷燃焼型のものは、適用除外
- キュポラは適用除外。
- フリット、光学ガラス、電気ガラス製造用溶融炉及びその他のガラス製造用溶融炉のうち酸素燃焼方式によるものについては、標準酸素濃度補正方式を適用せず、実測の窒素酸化物濃度に対して排出基準を適用する。
- 昭和54年8月10日以後設置された硫酸製造用反応炉（NO_x触媒）の残存酸素濃度は、6%である。
- 特殊廃棄物焼却とは、「ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの」をいう。

令別表第1の項	細番号	ばい煙発生 施設の種類の 8	規模 最大定格 排ガス量 万Nm ³ /h	残 存 酸 素 濃 度 On (%)	排 出 基 準 値 (ppm)				
					設 置 年 月 日				
					~ S63. 1.31	S63. 2.1 ~ H1. 7.31	H1. 8.1 ~ H3. 1.31	H3. 2.1 ~ H6. 1.31	H6. 2.1 ~
29	ガスタービン (気体燃料専焼)	4.5以上	16	当分の間適用猶予	70	70			
		4.5未満		当分の間適用猶予	90	70			
	ガスタービン (液体燃料専焼及び気 体 液体燃料併焼)	4.5以上	16	当分の間適用猶予	100		70		
		4.5未満		当分の間適用猶予	120	100	70		
30	ディーゼル機関 大型 (シリンダー径 400mm以上)		13	当分の間適用猶予	1,600	1,400	1,200 9		
	ディーゼル機関 中小型 (シリンダー径 400mm未満)		13	当分の間適用猶予	950				
31	ガス機関		0	2,000			1,000	600	
32	ガソリン機関		0	2,000			1,000	600	

*8 専ら非常時に用いられる施設については排出基準の適用を当分の間猶予する。

*9 ディーゼル機関に係る対策技術の進捗状況を評価し、技術的に実用に供することが可能と判断された後、適切な時期に950ppmとする。

備考 1. 前表に掲げる窒素酸化物の量は、次の式により算出された窒素酸化物の量とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式において、C、O_n、O_s及びC_sはそれぞれ次の値を表すものとする。

C 窒素酸化物の量(単位 ppm)

O_n 前表に掲げる残存酸素濃度とする。

O_s 排出ガス中の酸素の濃度(単位 百分率 排ガス中の酸素濃度が20%を超える場合は、O_s=20とする)

C_s 規格K「0」104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度を温度零度、圧力1気圧の状態における排出ガス1立方メートルの中の量に換算したもの(単位 ppm)

2. 窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあっては、一工程の量とする。

三重県生活環境の保全に関する条例による規制

(1) 総排出量規制（昭和 54 年 10 月 1 日施行）

1) 総排出量規制基準の適用地域

四日市地域（四日市市、三重郡朝日町、三重郡川越町）

2) 規制対象工場等の規模

一の工場又は事業場に設置されているすべてのばい煙発生施設又はばい煙に係る指定施設に係る燃料の燃焼能力〔重油換算（重油 1 キログラム当たり 10,500kcal として総発熱量換算をする）1 時間当たりの数値とする〕の合計が 750kg 以上とする。

3) 窒素酸化物総排出量規制基準

付表 1 第 2 欄に掲げる施設ごとに同表第 3 項に掲げる日（以下「基準日」という。）前からばい煙発生施設を使用している総排出量規制対象工場等（以下この表において「既設総排出量規制対象工場等」という。）及び基準日以後にばい煙発生施設又はばい煙に係る指定施設の稼働率を計画的に上昇させ、燃料の種類を変更（付表 2 第 2 欄に掲げる施設の区分に変更が生じた場合に限る。次号において同じ。）又は使用を廃止しようとする既設総排出量規制対象工場等（以下この表において「変更既設総排出量規制対象工場等」という。）

$$R_1 = P_1 + (P_2)^C$$

R_1 、 P_1 、 P_2 及び C は、それぞれ次の値を表わすものとする。

R_1 ：窒素酸化物の量（kg/h）

P_1 ：付表 2 の第 1 号の項から第 4 号の項までの第 2 欄に掲げる施設ごとに次に掲げる式により算出された窒素酸化物の量

$$P_1 = E_1 \times \frac{W_1}{1000}$$

E_1 及び W_1 は、それぞれ次の値を表わすものとする。

E_1 ：付表 2 第 2 欄に掲げる施設（当該施設であって同表第 3 欄に掲げる W_1 の数値の区分があるものについてはその区分）ごとに同表第 4 欄に掲げる窒素酸化物の排出係数

W_1 ：既設総排出量規制対象工場等にあつては、ばい煙発生施設又はばい煙に係る指定施設ごとに、稼働 1 時間当たりの平均的な燃料使用量（単位 キログラム毎時。以下この表において同じ。）を基準とし、変更既設総排出量規制対象工場等にあつては、ばい煙発生施設又はばい煙に係る指定施設ごとの変更後の燃料使用量を基準とし、それぞれ知事が認めた数値

P_2 ：付表 2 第 5 号の項から第 11 号の項までの第 2 欄に掲げる施設ごとに次に掲げる式により算出された窒素酸化物の量

$$P_2 = E_1 \times \left(\frac{10500 \times W_1}{10^7} \right)^{A_1}$$

A_1 は、次の値を表すものとする。

A_1 ：付表 2 第 5 号の項から第 11 号の項までの第 2 欄に掲げる施設（当該施設であつて同表第 3 欄に掲げる W_1 の数値の区分があるものについてはその区分）ごとに同表第 5 欄に掲げる数値

C ： P_2 の数値の合計が 1.0 以上は 0.95、1.0 未満は 1.0 とする。

基準日以後に、さらにばい煙発生施設又はばい煙に係る指定施設の使用を開始した既設総排出量規制対象工場等（基準日前にばい煙発生施設の使用を開始した工場等であって、基準日以後に総排出量規制対象工場等となるものを含む。）基準日以後にばい煙発生施設の使用を開始した総排出量規制対象工場等（以下この表において「新增設総排出量規制対象工場等」という。）及び基準日以後にばい煙発生施設又はばい煙に係る指定施設の稼働率を計画的に上昇させ、燃料の種類を変更し、又は使用を廃止しようとする新增設総排出量規制対象工場等（以下この表において「変更新増設総排出量規制対象工場等」という。）

$$R_2 = R_3 + P_3 + (P_4 \times B)$$

R_2 、 R_3 、 P_3 、 P_4 及び B は、それぞれ次の値を表わすものとする。

R_2 ：窒素酸化物の量（kg/h）

R_3 ：基準日前に使用を開始したばい煙発生施設又はばい煙に係る指定施設ごとに前号に掲げる式により算出された窒素酸化物の量

P_3 ：付表2第1号の項から第4号の項までの第2欄に掲げる施設ごとに次に掲げる式により算出された窒素酸化物の量

$$P_3 = E_1 \times \frac{W_2}{1000}$$

W_2 は、次の値を表すものとする。

W_2 ：新增設総排出量規制対象工場等にあつては、基準日以後に使用を開始したばい煙発生施設又はばい煙に係る指定施設ごとの燃料使用量を基準とし、変更新増設総排出量規制対象工場等にあつては、基準日以後に使用を開始したばい煙発生施設又はばい煙に係る指定施設ごとの変更後の燃料使用量を基準とし、それぞれ知事が認めた数値

P_4 ：付表3第2欄に掲げる施設ごとに次に掲げる式により算出された窒素酸化物の量

$$P_4 = E_2 \times \left(\frac{10500 \times W_2}{10^7} \right) A_2$$

E_2 及び A_2 は、それぞれ次の値を表わすものとする。

E_2 ：付表3第3欄に掲げる W_2 の数値の区分ごとに同表第4欄に掲げる窒素酸化物の排出係数

A_2 ：付表3第3欄に掲げる W_2 の数値の区分ごとに同表第5欄に掲げる数値

B ：付表4第2欄に掲げる施設及び同表第3欄に掲げる W_2 の数値の区分ごとに同表第4欄に掲げる数値

備考 1 この表における燃料使用量とは、燃焼物を重油に換算した量とし、その重油換算1キログラム当たり1万500キロカロリーとして総発熱量換算を行うものとする。ただし、コークス及び廃棄物は、換算しないものとする。

2 この表の窒素酸化物の量は、排出ガスの量及び排出ガス中の窒素酸化物濃度から二酸化窒素として算出するものとし、排出ガスの量にあつては規格Z8808に定める方法により、窒素酸化物の量にあつては規格K0104に定める方法により測定するものとする。

付表 1

区分	施 設	基 準 日
1	ガスタービン、ディーゼル機関、石炭を燃焼させるもの及びオイルコークスを燃焼させるもの	1990年2月1日
2	ガス機関及びガソリン機関	1991年2月1日
3	「別表」に掲げるばい煙発生施設及び別表第1に掲げるばい煙に係る指定施設（前2号に掲げるものを除く）	1979年10月1日

（注）表中の「別表」とは「表1」（1ページ）をいう。

付表 2

区分	施 設	W ₁ の数値の区分	E ₁ の値	A ₁ の値
1	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉のうちキューポラ		0.8	
2	ガラス溶融炉		16.4	
3	一般廃棄物焼却炉		1.0	
4	産業廃棄物焼却炉		2.0	
5	ガスタービン	7,000未満	6.28	0.87
		7,000以上	1.88	0.87
6	ガス機関及びガソリン機関	500未満	7.18	1.09
		500以上	6.69	1.09
7	ガスを専焼させるもの（前各号に掲げるものを除く。）		2.64	0.90
8	ディーゼル機関	600未満	52.6	1.14
		600以上	20.9	1.14
9	石炭を燃焼させるもの		2.61	0.94
10	オイルコークスを燃焼させるもの		4.96	0.93
11	前各号に掲げるもの以外のもの		4.71	0.95

付表 3

区分	施 設	W ₂ の数値の区分	E ₂ の値	A ₂ の値
1	ガスタービン	7,000 未満	5.16	0.94
		7,000 以上	6.28	0.87
2	ガス機関及びガソリン機関	500 未満	69.3	1.09
		500 以上	69.3	1.09
3	ガスを専焼させるもの (前2号に掲げるものを除く)	7,500 未満	1.86	0.95
		7,500 以上 30,000 未満	2.27	0.95
		30,000 以上	2.27	0.95
4	ディーゼル機関	600 未満	58.3	1.14
		600 以上	58.3	1.14
5	石炭を燃焼させるもの	7,500 未満	9.65	0.94
		7,500 以上 30,000 未満	9.65	0.94
		30,000 以上	9.65	0.94
6	オイルコークスを燃焼させるもの	7,500 未満	11.7	0.93
		7,500 以上 30,000 未満	11.7	0.93
		30,000 以上	11.7	0.93
7	前各号及び付表2第1号の項から第4号 の項までに掲げるもの以外のもの	7,500 未満	2.45	0.99
		7,500 以上 30,000 未満	2.83	0.99
		30,000 以上	2.83	0.99

付表 4

区分	施 設	W ₂ の数値の区分	Bの値
1	ガスタービン	7,000 未満	1.0
		7,000 以上	0.27
2	ガス機関及びガソリン機関	500 未満	0.069
		500 以上	0.064
3	ディーゼル機関	600 未満	0.21
		600 以上	0.18
4	石炭を燃焼させるもの	7,500 未満	0.26
		7,500 以上 30,000 未満	0.20
		30,000 以上	0.16
5	オイルコークスを燃焼させるもの	7,500 未満	0.32
		7,500 以上 30,000 未満	0.26
		30,000 以上	0.23
6	前各号に掲げるもの以外のもの	7,500 未満	1.0
		7,500 以上 30,000 未満	0.15
		30,000 以上	0.15

2 - 3 ばいじん

大気汚染防止法による規制

(1) 規制の適用を受ける施設及び排出基準

番号	表1の番号	施設名	規模 最大定格 排ガス量 万Nm ³ /h	旧排出 基準	排出基準			備考		
				特別 (g/m ³ N)	一般 (g/m ³ N)	特別 (g/m ³ N)	On (%)	一般 (g/m ³ N)	特別 (g/m ³ N)	Onの扱い
1	1	表1の1の真ご揭げるボイラーのうちガスを専焼させるもの(5の真ご掲げるものを除く。)	20 以上	0.05	0.05	0.03	5			
			4 ~ 20	0.05						
			4 未満	0.20						
2	1	表1の1の真ご掲げるボイラーのうち重油その他の液体燃料(紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。以下この表において同じ。)を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの(5の真ご掲げるものを除く。)	20 以上	0.05	0.05	0.04	4	既従前は当分の間0.07		
			4 ~ 20	0.05	0.15	0.05	4	既従前は当分の間0.18		
			1 ~ 4	0.20	0.25	0.15	4			
			1 未満	0.20	0.30	0.15	4			
3	1	表1の1の真ご掲げるボイラーのうち紙パルプの製造に伴い発生する黒液を専焼させるもの並びに紙パルプの製造に伴い発生する黒液及びガス又は液体燃料を混焼させるもの(5の真ご掲げるものを除く。)	20 以上	0.20	0.15	0.10	0s	既従前は当分の間0.20		当分の間適用を猶予する。
			4 ~ 20	0.20	0.25	0.15	0s	既従前は当分の間0.35		
			4 未満	0.20	0.30	0.15	0s			
4	1	表1の1の真ご掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるもの	20 以上	0.20	0.10	0.05	6	既従前は当分の間0.15		
			4 ~ 20	0.20	0.20	0.10	6	既従前は当分の間0.25		
			4 未満	0.20	0.30	0.15	6	既従前は当分の間0.35		
5	1	表1の1の真ご掲げるボイラーのうち同表の8の項の中欄に掲げる触媒再生塔に附属するもの	-	0.20	0.20	0.15	4	既従前は当分の間0.30		
6	1	表1の1の真ご掲げるボイラーのうち前5の真ご掲げるもの以外のもの	20 以上	0.20	0.30	0.15	6			当分の間適用を猶予する。
			4 ~ 20	0.20						
			4 未満	0.20						
附	1	表1の1の真ご掲げるボイラーのうち石炭(1キログラム当たり発熱量5,000キロカロリー以下のものに限る。)を燃焼させるもの	-	0.40	-	-	-	既従前は当分の間0.70		当分の間適用を猶予する。
7	2	表1の2の真ご掲げるガス発生炉	-	0.40	0.05	0.03	7			
8	2	表1の2の真ご掲げる加熱炉	-	0.10	0.10	0.03	7			
9	3	表1の3の真ご掲げる焙焼炉	4 以上	0.20	0.10	0.05	0s			
			4 未満	0.20	0.15	0.10	0s			

番号	表1の番号	施設名	規模	旧排出基準	排出基準			備考		
				特別 (g/m³N)	一般 (g/m³N)	特別 (g/m³N)	On (%)	一般 (g/m³N)	特別 (g/m³N)	Onの扱い
10	3	表1の3の頁に掲げる燃焼炉のうちフェロマンガンの製造の用に供するもの	4以上	0.20	0.20	0.10	0s			
			4未満	0.20						
11	3	表1の3の頁に掲げる燃焼炉のうち前頁に掲げるもの以外のもの	4以上	0.20	0.15	0.10	0s			
			4未満	0.20						
12	3	表1の3の頁に掲げる燃焼炉	4以上	0.20	0.20	0.10	0s	既設は当分の間0.25		
			4未満	0.20	0.25	0.15	0s	既設は当分の間0.30		
13	4	表1の4の頁に掲げる溶融炉のうち高炉	-	0.05	0.05	0.03	0s			
14	4	表1の4の頁に掲げる溶融炉のうち前頁に掲げるもの以外のもの	4以上	0.10	0.15	0.08	0s			
			4未満	0.20						
15	4	表1の4の頁に掲げる転炉	4以上	燃焼型 0.20	0.10	0.08	0s	燃焼型で既設のものは当分の間0.13		
				燃焼型以外 0.10						
			4未満	燃焼型 0.20						
				燃焼型以外 0.10						
16	4	表1の4の頁に掲げる平炉	4以上	0.20	0.10	0.05	0s			
			4未満	0.20	0.20	0.10	0s			
17	5	表1の5の頁に掲げる溶融炉	4以上	0.10	0.10	0.05	0s	アルミニウムの地金若しくは合金の製造又はアルミニウムの再生の用に供する既設の反射炉は当分の間0.30		
			4未満	0.20	0.20	0.10	0s			
18	6	表1の6の頁に掲げる加熱炉	4以上	0.10	0.10	0.08	11	既設は当分の間0.15		当分の間適用を猶予する。
			4未満	0.20	0.20	0.10	11	既設は当分の間0.25		
19	7	表1の7の頁に掲げる加熱炉	4以上	0.10	0.10	0.05	6	潤滑油の製造の用に供する1万m³/h未満の既設のものは当分の間0.18		
			4未満	0.10	0.15	0.08	6			
20	8	表1の8の頁に掲げる触媒再生塔	-	0.40	0.20	0.05	6	既設は当分の間0.30		
21	8-2	表1の8の2の頁に掲げる燃焼炉	-	0.10	0.10	0.15	8			

番号	表1の番号	施設名	規模	旧排出基準	排出基準			備考			
				特別 (g/m ³ N)	一般 (g/m ³ N)	特別 (g/m ³ N)	On (%)	一般 (g/m ³ N)	特別 (g/m ³ N)	Onの扱い	
22	9	表1の9の項に掲げる焼成炉(石灰焼成炉に限る。)のうち土中釜	-	0.40	0.40	0.20	15				
23	9	表1の9の項に掲げる焼成炉(石灰焼成炉に限る。)のうち前項に掲げるもの以外のもの	-	0.30	0.30	0.15	15				
24	9	表1の9の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	4以上	0.10	0.10	0.05	10				
			4未満	0.20							
25	9	表1の9の項に掲げる焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	4以上	0.10	0.10	0.05	18				
			4未満	0.20	0.20	0.10	18				
26	9	表1の9の項に掲げる焼成炉のうち前4項に掲げるもの以外のもの	4以上	0.10	0.15	0.08	15			当分の間適用を猶予する。	
			4未満	0.20	0.25	0.15	15				
27	9	表1の9の項に掲げる溶融炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品(ガラス繊維を含む。)の製造の用に供するもの	4以上	0.10	0.10	0.05	15				
			4未満	0.20	0.15	0.08	15				
28	9	表1の9の項に掲げる溶融炉のうち光学ガラス電気ガラス又はフリットの製造の用に供するもの	4以上	るつぼ炉 0.50	0.10	0.05	16				
				るつぼ炉外 0.10							
			4未満	るつぼ炉 0.50	0.15	0.08	16				既設は当分の間0.30
				るつぼ炉外 0.20							
29	9	表1の9の項に掲げる溶融炉のうち前2項に掲げるもの以外のもの	4以上	るつぼ炉 0.50	0.10	0.05	15				
				るつぼ炉外 0.10							
			4未満	るつぼ炉 0.50	0.20	0.10	15				
				るつぼ炉外 0.20							
30	10	表1の10の項に掲げる反応炉及び直火炉	4以上	0.10	0.15	0.08	6			当分の間適用を猶予する。	
			4未満	0.20	0.20	0.10	6				活性炭の製造の用に供する1万m ³ /h未満の既設の反応炉は当分の間0.30

番号	表1の番号	施設名	規模	旧排出基準	排出基準			備考			
				特別 (g/m ³ N)	一般 (g/m ³ N)	特別 (g/m ³ N)	On (%)	一般 (g/m ³ N)	特別 (g/m ³ N)	Onの扱い	
31	11	表1の11の項に掲げる乾燥炉のうち骨棒乾燥炉	-	0.40	0.50	0.20	16 但し直接熱風乾燥炉は0s	2万m ³ /h未満の既設のもの の間0.60			
32	11	表1の11の項に掲げる乾燥炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	4以上	0.10	0.15	0.08	16 但し直接熱風乾燥炉は0s	既設は当分の間1~4万m ³ /hは0.30 1万m ³ /h未満は0.35			
			4未満	0.20	0.20	0.10					
33	12	表1の12の項に掲げる電気炉のうち合金鉄(珪素の含有率が40パーセント以上のものに限る。)	-	0.30	0.20	0.10	0s				
34	12	表1の12の項に掲げる電気炉のうち合金鉄(珪素の含有率が40パーセント未満のものに限る倍)及びカーバイトの製造の用に供するもの	-	0.20	0.15	0.08	0s				
35	12	表1の12の項に掲げる電気炉のうち前2項に掲げるもの以外のもの	4以上	0.10	0.10	0.05	0s				
			4未満	0.20							
36	13	表1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち平成10年7月1日以降に新しく設置する施設に適用	4t/h以上	-	0.04	0.04	12				
			2~4t/h	-	0.08	0.08					
			2t/h未満	-	0.15	0.15					
37	13	表1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	-	注意書き6、7の表を参照のこと							
38	14	表1の14の項に掲げる焙煎炉	4以上	0.20	0.10	0.05	0s				
			4未満	0.20	0.15	0.08	0s				
39	14	表1の14の項に掲げる焼却炉	4以上	0.20	0.15	0.10	0s				
			4未満	0.20							
40	14	表1の14の項に掲げる溶融炉	4以上	0.20	0.15	0.08	0s				
			4未満	0.20							
41	14	表1の14の項に掲げる転炉	4以上	燃焼型	0.15	0.08	0s				
				燃焼型以外							0.10
			4未満	燃焼型							0.10
				燃焼型以外							

番号	表1の番号	施設名	規模	旧排出基準	排出基準			備考		
				特別 (g/m ³ N)	一般 (g/m ³ N)	特別 (g/m ³ N)	On (%)	一般 (g/m ³ N)	特別 (g/m ³ N)	Onの扱い
42	14	表1の14の項目掲げる溶融炉	4以上	0.10	0.10	0.05	0s			
			4未満	0.20	0.20	0.10	0s			
43	14	表1の14の項目掲げる乾燥炉	4以上	0.10	0.15	0.08	16 但し直接熱風乾燥炉は0s			
			4未満	0.20	0.20	0.10				
44	18	表1の18の項目掲げる反応炉	-	-	0.30	0.15	6			
45	20	表1の20の項目掲げる電解炉	-	-	0.05	0.03	0s			
46	21	表1の21の項目掲げる焼成炉	-	-	0.15	0.08	15			
47	21	表1の21の項目掲げる溶融炉	-	-	0.20	0.10	0s			
48	23	表1の23の項目掲げる乾燥炉	4以上	0.10	0.10	0.05	16 但し直接熱風乾燥炉は0s			
			4未満	0.20						
49	23	表1の23の項目掲げる焼成炉	-	-	0.15	0.08	15			
50	24	表1の23の項目掲げる溶融炉	4以上	0.10	0.10	0.05	0s			
			4未満	0.20	0.20	0.10				
51	25	表1の25の項目掲げる溶融炉	4以上	0.10	0.10	0.05	0s			
			4未満	0.20	0.15	0.08				
52	26	表1の26の項目掲げる溶融炉	4以上	0.10	0.10	0.05	0s			
			4未満	0.20	0.15	0.08				
53	26	表1の26の項目掲げる反射炉	-	-	0.10	0.05	0s			
54	26	表1の26の項目掲げる反応炉(硝酸鉛の製造の用に供するものを除く。)	4以上	0.10	0.05	0.03	6 但し鉛酸化物の製造の用に供するものは0s			
			4未満	0.20						
55	28	表1の28の項目掲げるコークス炉	-	-	0.15	0.10	7			

番号	表1の番号	施設名	規模	旧排出基準	排出基準			備考			
				特別 (g/m³N)	一般 (g/m³N)	特別 (g/m³N)	On (%)	一般 (g/m³N)	特別 (g/m³N)	Onの扱い	
56	29	表1の29の項に掲げるガスタービン	-	-	0.05	0.04	16	昭和63年1月31日までに設置された施設及び非常用施設は、当分の間適用不予			
57	30	表1の30の項に掲げるディーゼル機関	-	-	0.10	0.08	13				
58	31	表1の31の項に掲げるガス機関	-	-	0.05	0.04	0	非常用施設については、当分の間適用不予			
59	32	表1の32の項に掲げるガソリン機関			0.05	0.04	0				

廃棄物焼却炉の規模について、単位は廃棄物の処理能力（トン/時間）とする。

（注）

1. 備考中「既設」とは、昭和57年6月1日までに設置された施設をいう。
2. 昭和57年6月1日において現に設置されている施設で、特別排出基準の適用を受けていた施設にかかる排出基準は、昭和59年7月1日から一般排出基準と旧排出基準（特別）の許容限度のうちいずれか厳しいものとする。
3. 熱源として電気を使用するものは0sとする。
4. 特別排出基準の適用区域は、「硫黄酸化物に係る特別排出基準の適用区域」（57ページ）に同じ。
- 5.

$$C = \frac{21 - 0n}{21 - 0s} \cdot Cs$$

この式において、C、0s及びCsは、それぞれ次の値を表すものとし、0nは、当分の間0sと同じ値とする。

C：ばいじんの量（単位 グラム）

0s：排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする）（単位 百分率）

Cs：日本工業規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量（単位 グラム）

6.

既設（平成10年7月1日までに設置された施設）						
	～平成12年3月31日			平成12年4月1日～		
	排出基準		On (%)	排出基準		On (%)
	一般(g/cm³)	特別(g/cm³)		一般(g/cm³)	特別(g/cm³)	
4t/h以上	0.15	0.08	0s	0.08	0.08	12
2～4t/h	0.50	0.15	0s	0.15	0.15	12
2t/h未満	0.50	0.25	0s	0.25	0.25	12

7. 平成10年7月1日以降において現に設置されている施設のうち、平成10年改正前の特別排出基準の適用を受けていた施設にかかる排出基準は、改正前の特別排出基準又は改正後の排出基準（この基準が昭和57年総理府令による改正前の一般排出基準を超える場合には、改正前の一般排出基準とする。）のいずれか厳しいものとする。

施設名	規模 (万Nm³/h)	旧排出基準 特別 (g/m³N)	旧排出基準 一般 (g/m³N)
連続炉	4以上	0.10	0.20
	4未満	0.20	0.70
前項に掲げる以外のもの	-	0.40	0.70

8. 小型ボイラー（伝熱面積が10m²未満）については、次の基準が適用される。

施 設	一 般 排 出 基 準	特 別 排 出 基 準
昭和60年9月9日までに設置された施設	・ 当分の間適用を猶予する。	なし
昭和60年9月10日以後設置された施設	・ ガス、灯油、軽油、又はA重油を使用する施設については当分の間適用を猶予する。 ・ そのほかの施設に対しては、現在対象になっているボイラーのうち最小規模のものに対し定められている基準が適用される。 (ただし、施行の日から5年以内に設置されたものは0.5g/Nm ³)	同左 (ただし施行の日から5年以内に設置されたものは0.3g/Nm ³)

(2) ばいじんに係る上乘せ排出基準（大気汚染防止法第4条）

施 設 の 種 類	施 設 の 規 模 排 出 ガ ス 量	許 容 限 度 (g/m ³ N)	標 準 の 残 存 酸 素 濃 度 (%)
政令別表1の1の項に掲げるボイラーのうちガスを専焼させるもの(同表の8の項の中欄に掲げる触媒再生塔に附属するものを除く。)	(1時間当たりの排出ガスの最大量とする。以下同じ。) 4万m ³ N/h以上	0.03	5
政令別表1の1の項に掲げるボイラーのうち重油その他の液体燃料(紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。以下同じ。)を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの(同表の8の項の中欄に掲げる触媒再生塔に附属するものを除く。)	20万m ³ N/h以上	0.04	4
	4万m ³ N/h以上 20万m ³ N/h未満	0.05	4

(注)1 ばいじんの排出基準は、次式により算出された換算ばいじん濃度とする。

$$\text{換算ばいじん濃度} = \frac{(21 - 0_n)}{(21 - 0_s)} \times (\text{測定ばいじん濃度})$$

この式において0_n、0_sはそれぞれ次の値を表す。

0_n：排出ガス中の標準の残存酸素濃度(%)

0_s：排出ガス中の測定酸素濃度(%)

- この表の許容限度の欄に掲げるばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの清掃を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。
- ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

三重県生活環境の保全に関する条例による規制

(1) 規制の適用を受ける施設及び排出基準

番号	表 2 の 番 号	施 設 名	排 出 基 準	
			一 般 (g / m ³ N)	特 別 (g / m ³ N)
1	1	ボイラーのうち重油その他の液体燃料(紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く)又はガスを燃料として専焼させるもの	0.3	0.2
2	2、8	焙焼炉、焼結炉及び煅焼炉	0.4	0.2
3	3、8	溶解炉	0.4	0.2
4	4	加熱炉	0.4	0.2
5	5	加熱炉	0.2	0.1
6	6	触媒再生塔	0.6	0.4
7	7	電気炉のうち合金鉄(珪素の含有率が40パーセント以上のものに限る。)の製造用に供するもの	0.6	0.3
8	7	電気炉のうち前項に掲げる以外のもの	0.4	0.2
9	8	溶鋳炉、転炉(燃焼型のものに限る。)及び乾燥炉	0.4	0.2
10	8	転炉(燃焼型のものを除く。)	0.2	0.1
11	11	製造炉	5.0	0.8
12	12	燃焼炉	3.0	0.8
13	16	ピッチ製造施設	0.8	0.4
14	17	酸洗浄施設、メッキ施設、電解施設及び塩化炉	0.8	0.4
15	18	再生施設	0.8	0.4
16	20	蒸解施設、濃縮施設、薬品回収施設及び製紙施設	0.8	0.4
17	21	熱処理施設	0.8	0.4

備 考

- この表の排出基準欄に掲げるばいじんの量は、標準状態(温度が零度であって、圧力が1気圧の状態)に換算した排出ガス1立方メートル当たりの量であって、規格Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。
- ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。
- 特別排出基準の適用区域は、大気汚染防止法に基づく特別排出基準適用区域(58ページ参照)に同じ。

2 - 4 有害物質

大気汚染防止法による規制

(1) 規制の適用を受ける施設及び排出基準

番号	有害物質名	表1の番号	施設名	排出基準 (mg / m ³ N)
1	カドミウム及びその化合物	14	銅、鉛、亜鉛の精錬用の焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、転炉、熔解炉及び乾燥炉	1.0
		15	カドミウム顔料、炭酸カドミウム製造用の乾燥施設	
		9のうち	ガラス、ガラス製品製造用の焼成炉及び溶融炉(原料として硫化カドミウム、炭酸カドミウムを使用するもの)	
2	塩素	16	塩素化エチレン製造用の塩素急速冷却施設	30
		17	塩化第二鉄製造用の溶解槽	
		18	活性炭製造用の反応炉	
		19	化学製品製造用の塩素反応施設、吸収施設等	
3	塩化水素	16～19	同上	80
		13	廃棄物焼却炉	700
4	弗素、弗化水素及び弗化珪素	20	アルミニウム精錬用の電解炉(排出口からでるもの)	3.0
			アルミニウム精錬用の電解炉(天井からでるもの)	1.0
		9のうち	ガラス、ガラス製品の製造用の焼成炉及び溶解炉(原料としてホタル石、珪弗化ナトリウムを使用するもの)	10
		21のうち	磷酸製造用の反応施設、濃縮施設及び溶解炉	
		22	弗酸製造用の凝縮施設、吸収施設、蒸留施設(密閉式を除く)	
		23	トリポリ磷酸ナトリウム製造用の反応施設、乾燥炉、焼成炉(原料として燐鉱石を使用するものに限る)	
		21のうち	(重)過磷酸石灰製造用の反応施設	15
21のうち	磷酸肥料等の製造用の焼成炉及び平炉	20		
5	鉛及び化合物	14のうち	銅、鉛、亜鉛の精錬用の焙焼炉、転炉、熔解炉及び乾燥炉	10
			銅、鉛、亜鉛の精錬用の焼結炉及び溶鋳炉	30
		24 25 26	鉛の第二次精錬、鉛の管・板等、鉛蓄電池、鉛顔料の製造用の溶解炉	10
		9のうち	ガラス、ガラス製品の製造用の焼成炉及び溶解炉(原料として酸化鉛を使用するもの)	20

は、大気汚染防止法第4条に基づく上乘せ基準が適用されます。(次ページ参照)

備 考

1. 前表の基準値の欄に掲げる有害物質の量は、1及び5の項に掲げるものにあつては規格 Z8808 に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光光度法又はポーラログラフ法によりカドミウム又は鉛として測定される量として、2の項に掲げるものにあつては規格 K0106 に定める方法のうちオルトリジン法又は連続分析法により測定される量として、3の項に掲げるものにあつては規格 K0107 に定める方法のうちチオシアン酸第二水銀法により測定される量として、4の項に掲げるものにあつては規格 K0105 に定める方法のうち吸光光度法により弗素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。有害物質の量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。
2. 廃棄物焼却炉から排出される塩化水素の排出基準値は次式により算出された数値である。

$$C = \frac{9}{21 - 0s} \cdot Cs$$

C : 塩化水素の濃度（単位 $\text{mg} / \text{m}^3\text{N}$ ）

0s : 排出ガス中の酸素の濃度（単位 %）

Cs : JIS K0107 に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の濃度（単位 $\text{mg} / \text{m}^3\text{N}$ ）

適用日： 新設の施設 昭和 52 年 6 月 18 日

既設の施設 昭和 54 年 12 月 1 日

(2) 有害物質に係る上乘せ排出基準（大気汚染防止法第4条）

有害物質の種類	施設の種類	許容限度 ($\text{mg} / \text{m}^3\text{N}$)
塩素	「別表」の16の項から19の項までに掲げる施設	15
塩化水素	「別表」の16の項から19の項までに掲げる施設	40
弗素 弗化水素 弗化珪素	「別表」の9の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造（原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。）の用に供するもの、21の項に掲げる反応施設（過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造の用に供するものを除く。）濃縮施設及び溶解炉（燐酸質肥料の製造の用に供するものを除く。）並びに22の項及び23の項に掲げる施設	2.5
	「別表」の21の項に掲げる反応施設（過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造の用に供するものに限る。）及び溶解炉のうち電気炉（燐酸質肥料の製造の用に供するものに限る。）	3.8
	「別表」の21の項に掲げる焼成炉及び熔融炉のうち平炉（燐酸質肥料の製造の用に供するものに限る。）	5

三重県生活環境の保全に関する条例による規制

(1) 規制の適用を受ける施設及び排出基準

番号	有害物質名	表 1、表 2 の 番 号	施 設 名	排出口 (mg / m ³ N)	敷地境界 (mg / m ³ N)	
1	塩素	表 1	16	塩素化エチレン製造用の塩素急速冷却施設		0.9
			17	塩化第二鉄製造用の溶解槽		
			18	活性炭製造用の反応炉		
			19	化学製品製造用の塩素反応施設等		
		表 2	9	同上	30	
			14	食塩水電解施設		
			17	金属精錬用等の酸洗浄施設等		
			18	金属触媒回収用の再生施設		
		19	紡績用等の染色施設及び漂白施設			
2	塩化水素	表 1	16～19	(塩素の項に同じ)	80	2
		表 2	17～19	(塩素の項に同じ)		
3	鉛及びその化合物	表 1	3	金属精錬、無機化学工業用の焙焼炉等		鉛として 0.03
			9	窯業用の焼成炉、熔融炉		
			12	製銑、製鋼等用の電気炉		
			14	銅、鉛、亜鉛精錬用の焙焼炉等		
		表 2	2	(表 1.3 に同じ)		
			7	(表 1.12 に同じ)		
4	アセトアルデヒド	表 2	11	固体燃料又は炭素製造用の製造炉	200	12
			12	砥粒子の回収用の燃焼炉		
			15	合成樹脂、天然樹脂用の熱処理施設等		
5	ホルムアルデヒド	表 2	11.12.15	(アセトアルデヒドの項に同じ)	7.5	0.35

番号	有害物質名	表 1、表 2 の 番 号	施 設 名	排出口 (mg / m ³ N)	敷地境界 (mg / m ³ N)
6	一酸化炭素	表 1	3.12.14 (鉛及びその化合物の項に同じ)		50
			8 石油精製用の触媒再生塔		
		表 2	2 (表 1.3 に同じ)		
			6 (表 1.8 に同じ)		
			7 (表 1.2 に同じ)		
			8 (表 1.14 に同じ)		
			11		
			12 (アセトアルデヒドの項に同じ)		
			15		
			18 (塩素の項に同じ)		
			20 アルミニウム精錬用の電解炉		
			21 燐肥料等の製造用の反応施設等		
7	五酸化バナジウム	表 1	12・14 (鉛及びその化合物の項に同じ)		0.015
		表 2	7・8		
8	硫酸	表 1	3 (鉛及びその化合物の項に同じ)		0.6
			21 燐、燐酸等の製造用の反応施設等		
		表 2	2 (表 1.3 に同じ)		
			10 (表 1.21 に同じ)		
			13 アンモニア系肥料製造用の硫酸製造施設等		
			16 ピッチ製造施設		
			17 (塩素の項に同じ)		
	18				
9	スチレン	表 2	15 合成樹脂製造用等の反応施設等		4.6
10	ジオクチールフタレート	表 2	15 (スチレンの項に同じ)	12	0.3
11	エチレンオキサイド	表 1	7 塩化第二鉄製造用の溶解槽	200	12
		表 2	5 石油製品等の製造用の加熱炉		

備 考

- この表の第 5 欄及び第 6 欄に掲げる有害物質の量は、温度が零度であって、圧力が 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 立方メートル当たりの量であって、次の表に掲げる方法により測定される量として表示されたものとし、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1 時間につき合計 6 分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。
- 有害物質の量が著しく変動する施設にあっては、1 工程の平均の量とする。

特定物質に関する規制

大気汚染防止法による規制

(1) 事故時の措置（大気汚染防止法第 17 条）

- 1) ばい煙発生施設を設置しているもの、又は物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で(2)に定めるもの（以下「特定物質」という。）を発生する施設（ばい煙発生施設を除く。以下「特定施設」という。）を工場又は事業場に設置している者（以下「特定施設設置者」という。）は、ばい煙発生施設又は特定施設について故障、破損その他の事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故をすみやかに復旧するように努めなければならない。
- 2) 前項の場合においては、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を市長に通報しなければならない。ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 23 条第 1 項の規定による通報をした場合は、この限りではない。
- 3) 市長は第 1 項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故に係る同項に規定する者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(2) 特定物質

- | | | |
|-------------|------------------|---------------|
| 1. アンモニア | 11. アクロレイン | 21. 二酸化セレン |
| 2. 弗化水素 | 12. 二酸化硫黄 | 22. クロルスルホン酸 |
| 3. シアン化水素 | 13. 塩素 | 23. 黄燐 |
| 4. 一酸化炭素 | 14. 二硫化炭素 | 24. 三塩化燐 |
| 5. ホルムアルデヒド | 15. ベンゼン | 25. 臭素 |
| 6. メタノール | 16. ピリジン | 26. ニッケルカルボニル |
| 7. 硫化水素 | 17. フェノール | 27. 五塩化燐 |
| 8. 燐化水素 | 18. 硫酸（三酸化硫黄を含む） | 28. メルカプタン |
| 9. 塩化水素 | 19. 弗化珪素 | |
| 10. 二酸化窒素 | 20. ホスゲン | |

粉じんに関する規制

大気汚染防止法による規制

(1) 一般粉じん

規制の適用を受ける施設

番号	種 類	規 模
1	コークス炉	原料処理能力が 1 日当たり 50 トン以上であること。
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が 1,000 平方メートル以上であること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が 75 センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が 0.03 立方メートル以上であること。
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 75 キロワット以上であること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が 15 キロワット以上であること。

一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準

番号	種 類	基 準
1	コークス炉	<ol style="list-style-type: none"> 1. 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2. 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。 3. 消化作業は消化塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物又は土石の堆積場	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の 1 に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. 散水設備によって散水が行われていること。 3. 防じんカバーでおおわれていること。 4. 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

番号	種類	基準
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の1に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3. 散水設備によって散水が行われていること。 4. 防じんカバーでおおわれていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	<p>破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）</p> <p>ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）</p>	<p>次の各号の1に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. フード及び集じん機が設置されていること。 3. 散水設備によって散水が行われていること。 4. 防じんカバーでおおわれていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(2) 特定粉じん

規制の適用を受ける施設（特定粉じん）発生施設、大気汚染防止法施行令 別表第2の2

施設の種類	規 模
石綿を含有する製品の製造の用に供する解綿用機械、混合機及び紡織用機械	原動機の定格出力が 3.7kW 以上であること。
石綿を含有する製品の製造の用に供する切断機、研磨機、切削用機械、破碎機及び摩砕機、プレス（剪断加工用のものに限る）及び穿孔機	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。

備考 湿式のもの及び密閉式のものを除くものとする。

特定粉じんの規制基準

工場・事業場の敷地境界線における大気中の濃度の許容限度として、特定粉じん（アスベスト）の規制基準は、10本/リットルと定められている。

特定粉じん排出等作業

石綿等を使用している建築物等の多くは、建設され始めてから相当の年月が経過しており、今後その建て替えのための解体等が増加することが予想されます。

このため、法では石綿の飛散防止のための作業基準が定められており、特定建築材料を使用している建築物等を解体、改造又は補修する作業を規制しています。

特定粉じん排出等作業（法施行令第3条の4）

- ・ 特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（以下、「建築物等」といいます。）を解体する作業
- ・ 特定建築材料 が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

特定建築材料とは、

- ・ 吹付け石綿
- ・ 石綿を含有する（建築材料の製造若しくは現場施工における建築材料の調整に際して石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の質量が当該建築材料の質量の0.1%を超えるもの）断熱材、保温材及び耐火被覆材

をいいます。

特定粉じん排出作業の実施の届出（法第18条の15）

届出は工事の施工者に義務付けされており、吹付け石綿の除去等に係る作業の開始14日前までに四日市市長（工場で実施される作業については三重県知事）への届出が必要です。

作業基準（法規則第16条の4、別表第7）

- ・ 次の事項を表示した掲示板を設けること。
届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、特定粉じん排出等作業の実施の期間、特定粉じん排出等作業の方法、現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・ その他、作業の種類ごとに規定された以下の作業基準を守ること。

解体作業

（1）（2）の項又は（3）の項に掲げるものを除く作業

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。

ロ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気にH E P Aフィルタ（JIS Z8122）を付けた集じん・排気装置を使用すること。

ハ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

ニ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに、作業場内の特定粉じんを

処理すること。

- (2) 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を除去する作業であって、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去する作業((3) の項に掲げる作業を除く。)
次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
- イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。
 - ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
 - ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。
- (3) 人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業
作業の対象となる建築物に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

改造又は補修する作業

- (1) 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破砕により除去する作業
(1) の項の作業基準欄のイからニまでに掲げる事項を遵守すること。
- (2)(1) 以外の方法で除去する作業
(2) の項の作業基準欄のイから八までに掲げる事項を遵守すること。
- (3) 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込める作業
特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。

三重県生活環境の保全に関する条例による規制

(1) 規制の適用を受ける施設（粉じんに係る指定施設）

番号	施設の種類	規模
1	鉱物（コークスを含む。以下同じ。）又は土石のたい積場	面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満であること。
2	鉱物、土石、セメント又はチップの用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア（密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が50センチメートル以上75センチメートル未満であるか、又はバケットの内容積が0.01立方メートル以上0.03立方メートル未満であること。
3	鉱物、岩石又はセメントの用に供する破砕機及び摩砕機（湿式及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が15キロワット以上75キロワット未満であること。
4	鉱物、岩石又はセメントの用に供するふるい（湿式及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上15キロワット未満であること。
5	鉱物、岩石又はセメントの用に供する研磨機（湿式及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が3.75キロワット以上であること。
6	チップたい積場	面積が300平方メートル以上であること。
7	食料品、飼料又は肥料（化学肥料を除く。）の製造の用に供する原料精選施設及び粉碎施設	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること。
8	動力打綿機及び動力混打綿機	原動機の定格出力が5キロワット以上のものであること。
9	化学肥料の製造の用に供する粉碎施設	
10	染料（中間物を含む。）又は顔料の製造の用に供する粉碎施設（湿式のものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること。
11	ゴム製品の製造の用に供するバンバリーミキサー	
12	ゴム製品の製造の用に供するミキシングロール	ロールの直径が35センチメートル以上であること。
13	ガラス繊維製造施設	
14	セメント加工の用に供するセメントサイロ、セメントホッパー、バッチャープラント及び砂利選別施設	
15	金属の加工又は機械の製造若しくは加工の用に供するサンドブラスト、ショットブラスト、シェークアウトマシン並びに砂処理施設のうち古砂回収装置、乾燥装置、砂ふるい装置及び混練装置	
16	チップパー及び碎木機	原動機の定格出力が5キロワット以上であること。
17	吹付け塗装機	吹付け能力が1時間当たり30リットル以上であること。

(2) 粉じんに係る指定施設の構造並びに使用及び管理に関する基準

番号	施設の種類	構造並びに使用及び管理に関する基準
1	別表第3の第1号の項及び第6号の項に掲げる施設	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はチップを堆積する場合にあつては、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. 散水設備によって散水が行なわれていること。 3. 防じんカバーでおおわれていること。 4. 薬液の散布又は表層の締固めが行なわれていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
2	別表第3の第2号の項に掲げる施設	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石、セメント又はチップを運搬する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、かつ、コンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に次号又は第四号の措置が講じられていること。 3. 散水設備によって散水が行なわれていること。 4. 防じんカバーでおおわれていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	別表第3の第3号の項から第5号の項まで、第7号の項、第9号の項及び第10号の項に掲げる施設	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. フード及び集じん機が設置されていること。 3. 散水設備によって散水が行なわれていること。 4. 防じんカバーでおおわれていること。 5. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	別表第3の第8号の項及び第11号の項から第16号の項までに掲げる施設	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. フード及び集じん機が設置されていること。 3. 防じんカバーでおおわれていること。 4. 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	別表第3の第17号の項に掲げる施設	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2. 集じん機が設置されていること。 3. 前二号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

炭化水素系物質に関する規制

三重県生活環境の保全に関する条例による規制

(1) 炭化水素系物質

1. 原油
2. 揮発油
3. ナフサ
4. ジェット燃料
5. 有機化学物質の製造の用に供する有機溶剤

(2) 規制の適用を受ける施設

番号	施設の種類	規模
1	1 から 4 までに掲げる物質を貯蔵する施設	貯蔵能力が 5,000 キロリットル以上のもの (圧力式のものを除く。)
2	5 に掲げる物質のうち、1 気圧の状態における沸点が摂氏 150 度以下のものを貯蔵する施設	貯蔵能力が 50 キロリットル以上のもの(圧力式のものを除く。)

(3) 炭化水素系物質に係る構造等の基準

表面が白色、銀白色等の淡彩色に塗装された貯蔵施設であって次の各号のいずれかに該当すること。

1. 構造が浮屋根式であること。
2. 構造が固定屋根式のものにあつては、排出される気体の重量の 85 パーセント以上を除去できる装置を有すること。
3. 前 2 号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

有害大気汚染物質対策の推進

(1) 施策等の実施の指針

継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれのある物質で大気汚染の原因となるもの（ばいじん以外のばい煙及び特定粉じんを除く。）を有害大気汚染物質といい、それによる大気の汚染の防止に関する施策その他の措置は、科学的知見の充実の下に将来にわたって人の健康被害が未然に防止されることを旨として実施されなければならない。

(2) 各主体の役割

事業者

その事業活動にともなう有害大気汚染物質の排出または飛散の状況を把握するとともにその排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

国

地方公共団体との連携の下に有害大気汚染物質による大気汚染の状況を把握するための調査の実施に努めるとともに、有害大気汚染物質の人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見の充実に努めなければならない。

また、その状況及び程度に応じ、有害大気汚染物質ごとに大気の汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれの程度を評価し、その成果を定期的に公表しなければならない。

事業者が措置を講ずることを促進し、地方公共団体の施策が推進されることに資するため、有害大気汚染物質の排出又は飛散の抑制のための技術に関する情報を収集整理し、その成果の普及を図るように努めなければならない。

地方公共団体

その区域に係る有害大気汚染物質による大気の汚染の状況を把握するための調査の実施に努めるとともに、事業者に対し、措置を講ずることを促進するために必要な情報の提供を行うように努め、また住民に対し、有害大気汚染物質による大気の汚染の防止に関する知識の普及を図るように努めなければならない。

国民

日常生活に伴う有害大気汚染物質の大気中への排出又は飛散を抑制するように努めなければならない。

(3) 優先取組物質

中央環境審議会答申により、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質として挙げられた 234 物質のうち、健康リスクが高く優先的な排出抑制の取組が必要であるとして 22 物質が、優先取組物質に挙げられた。

[優先取組物質]

1	アクリロニトリル	12	テトラクロロエチレン
2	アセトアルデヒド	13	トリクロロエチレン
3	塩化ビニルモノマー	14	ニッケル化合物
4	クロロホルム	15	ヒ素及びその化合物
5	クロロメチルメチルエーテル	16	1,3-ブタジエン
6	酸化エチレン	17	ベリリウム及びその化合物
7	1,2-ジクロロエタン	18	ベンゼン
8	ジクロロメタン	19	ベンゾ(a)ピレン
9	水銀及びその化合物	20	ホルムアルデヒド
10	タルク(アスベスト様繊維を含むもの)	21	マンガン及びその化合物
11	ダイオキシン類	22	六価クロム化合物

(4) 指定物質

有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するため、その排出又は飛散を早急に抑制しなければならない指定物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン)を大気中に排出又は飛散させる指定物質排出施設について指定物質の種類及び指定物質排出施設の種類ごとに排出又は飛散に関する指定物質抑制基準(排出口における濃度基準)を設定する。

市長は指定物質抑制基準が定められた場合において、当該市の区域において指定物質による大気の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するために必要があると認めるときは、指定物質排出施設を設置している者に対し、指定物質排出抑制基準を勧告して、指定物質排出施設からの指定物質の排出又は飛散の抑制について必要な勧告をすることができる。

市長は前項の勧告をするために必要な限度において、同項に規定する者に対し、指定物質排出施設の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

指定物質排出施設及びその指定物質抑制基準

(令別表第 6)

指定物質排出施設	指定物質抑制基準
1 ベンゼン（濃度が体積百分率 60 パーセント以上のものに限る。以下同じ。）を蒸発させるための乾燥施設であって送風機の送風能力が 1 時間当たり 1,000 立方メートル以上のもの	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのものに限定。 既設：200mg/m ³ N（排ガス量 1,000m ³ N/h 以上 3,000m ³ N/h 未満） 100mg/m ³ N（排ガス量 3,000m ³ N/h 以上） 新設：100mg/m ³ N（排ガス量 1,000m ³ N/h 以上 3,000m ³ N/h 未満） 50mg/m ³ N（排ガス量 3,000m ³ N/h 以上）
2 原料の処理能力が 1 日当たり 20 トン以上のコークス炉	装炭時の装炭口からの排出ガスで装炭車集じん機の排出口から排出されるものに対して適用。 既設：100mg/m ³ N（特殊構造炉の適用除外あり） 新設：100mg/m ³ N
3 ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設（常圧蒸留施設を除く。）	溶媒として使用したベンゼンを回収の用に供するものに限定。 既設：200mg/m ³ N（排ガス量 1,000m ³ N/h 以上） 新設：100mg/m ³ N（排ガス量 1,000m ³ N/h 以上）
4 ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設（密閉式のものを除く。）	フレアスタックで処理するものを除外。 既設：100mg/m ³ N 新設：50mg/m ³ N
5 ベンゼンの貯蔵タンクであって、容量が 500 キロリットル以上のもの	浮屋根式のもの除外。また、基準はベンゼンの注入時の排ガスに対して適用。 既設：1,500mg/m ³ N（容量 1,000kl 以上） 新設：600mg/m ³ N
6 ベンゼンを原料として使用する反応施設であって、ベンゼンの処理能力が 1 時間当たり 1 トン以上のもの（密閉式のものを除く。）	フレアスタックで処理するものを除外。 既設：200mg/m ³ N（排ガス量 1,000m ³ N/h 以上 3,000m ³ N/h 未満） 100mg/m ³ N（排ガス量 3,000m ³ N/h 以上） 新設：100mg/m ³ N（排ガス量 1,000m ³ N/h 以上 3,000m ³ N/h 未満） 50mg/m ³ N（排ガス量 3,000m ³ N/h 以上）
7 トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン（以下「トリクロロエチレン等」という。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が 1 時間当たり 1,000 立方メートル以上のもの	溶媒として使用したトリクロロエチレン等を蒸発させるためのものに限定。 既設：500mg/m ³ N 新設：300mg/m ³ N
8 トリクロロエチレン等の混合施設であって、混合槽の容量が 5 キロリットル以上のもの（密閉式のものを除く。）	溶媒としてトリクロロエチレン等を使用するものに限定。 既設：500mg/m ³ N 新設：300mg/m ³ N

指定物質排出施設	指定物質抑制基準
9 トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設（密閉式のを除く。）	トリクロロエチレン等の精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレン等の回収の用に供するものに限定。 既設：300mg/m ³ N 新設：150mg/m ³ N
10 トリクロロエチレン等による洗浄施設（次号に掲げるものを除く。）であって、トリクロロエチレン等が空気に接する面の面積が 3m ² 以上のもの	既設：500mg/m ³ N 新設：300mg/m ³ N
11 テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機であって、処理能力が 30kg/回以上のもの	密閉式のを除外 既設：500mg/m ³ N 新設：300mg/m ³ N

（注）・新設：平成 9 年 4 月 1 日以後に新たに設置される施設

- ・既設：平成 9 年 4 月 1 日において現に設置されている施設
- ・既設施設基準については平成 10 年 4 月 1 日から、新設施設基準については平成 9 年 4 月 1 日から適用
- ・別表第 6 第 12 号及び 13 号については、ダイオキシン類対策特別措置法施行に伴い削除

（参考） 環境基準

物質名	環境基準
テトラクロロエチレン	年平均値 200 μg/m ³ 以下
トリクロロエチレン	年平均値 200 μg/m ³ 以下
ベンゼン	年平均値 3 μg/m ³ 以下
ジクロロメタン	年平均値 150 μg/m ³ 以下

悪臭に関する規制

悪臭防止法による規制

(1) 規制の適用を受ける地域

四日市市の区域のうち都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく都市計画区域

(2) 規制基準

1. 悪臭物質と事業場の敷地境界線の地表における規制基準（特定悪臭物質 1 号規制）

特定悪臭物質名	規 制 基 準
ア ン モ ニ ア	大気中における含有率が 1 ppm
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	大気中における含有率が 0.002 ppm
硫 化 水 素	大気中における含有率が 0.02 ppm
硫 化 メ チ ル	大気中における含有率が 0.01 ppm
二 硫 化 メ チ ル	大気中における含有率が 0.009 ppm
ト リ メ チ ル ア ミ ン	大気中における含有率が 0.005 ppm
ア セ ト ア ル デ ヒ ド	大気中における含有率が 0.05 ppm
ス チ レ ン	大気中における含有率が 0.4 ppm
ブ ロ ピ オ ン 酸	大気中における含有率が 0.03 ppm
ノ ル マ ル 酪 酸	大気中における含有率が 0.001 ppm
ノ ル マ ル 吉 草 酸	大気中における含有率が 0.0009ppm
イ ソ 吉 草 酸	大気中における含有率が 0.001 ppm
ブ ロ ピ オ ン ア ル デ ヒ ド	大気中における含有率が 0.05 ppm
ノ ル マ ル ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	大気中における含有率が 0.009 ppm
イ ソ ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	大気中における含有率が 0.02 ppm
ノ ル マ ル バ レ ル ア ル デ ヒ ド	大気中における含有率が 0.009 ppm
イ ソ バ レ ル ア ル デ ヒ ド	大気中における含有率が 0.003 ppm
イ ソ ブ タ ノ ー ル	大気中における含有率が 0.9 ppm
酢 酸 エ チ ル	大気中における含有率が 3 ppm
メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン	大気中における含有率が 1 ppm
ト ル エ ン	大気中における含有率が 10 ppm
キ シ レ ン	大気中における含有率が 1 ppm

2. 事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準
(特定悪臭物質2号規制)

規制対象物質：

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

規制基準：

悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に定める方法により算出して得た流量とする。

$$Q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$$

Q：流量（単位：温度0度、圧力1気圧の状態に換算したm³/h）

He：補正された排出口の高さ、有効煙突口（m）

Cm：敷地境界線の地表における規制基準値（1号規制基準値）

（注）Heが5m未満となる場合については適用しない。

3. 事業場から排出される排水に含まれるものの当該事業場の敷地外における規制基準
(特定悪臭物質3号規制)

規制対象物質及び規制基準：

特定悪臭物質名	排水の量 Q (m ³ /s)	規制基準値
メチルメルカプタン	< Q 0.001	0.03 mg/l
	0.001 < Q 0.1	0.007 mg/l
	0.1 < Q	0.001 mg/l
硫化水素	< Q 0.001	0.1 mg/l
	0.001 < Q 0.1	0.02 mg/l
	0.1 < Q	0.005 mg/l
硫化メチル	< Q 0.001	0.3 mg/l
	0.001 < Q 0.1	0.07 mg/l
	0.1 < Q	0.01 mg/l
二硫化メチル	< Q 0.001	0.6 mg/l
	0.001 < Q 0.1	0.1 mg/l
	0.1 < Q	0.03 mg/l

（測定条件等から当分の間0.002mg/lとする。）

悪臭物質のにおい・主な発生源

特定悪臭物質	化学式	におい	主な発生源
アンモニア	NH_3	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	CH_3SH	腐ったたまねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫化水素	H_2S	腐ったたまごのようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
硫化メチル	$(\text{CH}_3)_2\text{S}$	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル	CH_3SSCH_3	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
トリメチルアミン	$(\text{CH}_3)_3\text{N}$	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	CH_3CHO	青くさい刺激臭	化学工場、魚腸骨処理場、たばこ製造工場等
スチレン	$\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}=\text{CH}_2$	都市ガスのようなにおい	化学工場、FRP 製品製造工場等
プロピオン酸	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{COOH}$	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{COOH}$	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場等
ノルマル吉草酸	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{COOH}$	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場等
イソ吉草酸	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{COOH}$	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場等
プロピオンアルデヒド	$\text{CH}_3\text{CH}_2\text{CHO}$	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼き付け工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{CHO}$	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼き付け工程を有する事業場等
イソブチルアルデヒド	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCHO}$	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼き付け工程を有する事業場等
ノルマルバレルアルデヒド	$\text{CH}_3(\text{CH}_2)\text{CHO}$	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼き付け工程を有する事業場等
イソバレルアルデヒド	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{CHO}$	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼き付け工程を有する事業場等
イソブタノール	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{OH}$	刺激的な醗酵したにおい	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル	$\text{CH}_3\text{COOC}_2\text{H}_5$	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	$(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{COCH}_3$	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
トルエン	$\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}_3$	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
キシレン	$\text{C}_6\text{H}_5(\text{CH}_3)_2$	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等

悪臭防止法の規制基準の範囲

物質名	臭気強度						
	1	2	2.5	3	3.5	4	5
ア　ン　モ　ニ　ア	0.1	0.6	1	2	5	1×10	4×10
メチルメルカプタン	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2
硫　化　水　素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8
硫　化　メ　チ　ル	0.0001	0.002	0.01	0.04	0.2	0.8	2
二　硫　化　メ　チ　ル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3
トリメチルアミン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3
アセトアルデヒド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	1×10
ス　チ　レ　ン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	2×10
プ　ロ　ピ　オ　ン　酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2
ノルマル酪酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09
ノルマル吉草酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04
イ　ソ　吉　草　酸	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3
プロピオンアルデヒド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	1×10
ノルマルブチルアルデヒド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2
イソブチルアルデヒド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5
ノルマルバレルアルデヒド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6
イソバレルアルデヒド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2
イ　ソ　ブ　タ　ノ　ー　ル	0.01	0.2	0.9	4	2×10	7×10	1×10 ²
酢　酸　エ　チ　ル	0.3	1	3	7	2×10	4×10	2×10 ²
メチルイソブチルケトン	0.2	0.7	1	3	6	1×10	5×10
ト　ル　エ　ン	0.9	5	1×10	3×10	6×10	1×10 ²	7×10
キ　シ　レ　ン	0.1	0.5	1	2	5	1×10	5×10

(注) 内は規制基準の範囲である。

6段階臭気強度表示法

臭気強度	内　　容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい(検知閾値)
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい(認知閾値)
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

ダイオキシン類に関する規制

ダイオキシン類対策特別措置法による規制

(1) 規制の適用を受ける施設

1. 大気基準適用施設（令別表第1）

番号	施設の種類
1	焼結鉱（鉄鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウムの合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの溶解炉にあっては容量が1トン以上のもの
5	廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の産業廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が0.5m ² 以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の産業廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50kg以上のもの

2. 水質適用施設（令別表第2）

番号	施設の種類
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
3	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
4	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
5	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設

番号	施設の種類
6	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
7	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
9	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
10	第1号から第8号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第8号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

(2)排出基準等

1. 排ガスに係る排出基準値

(単位：ng-TEQ/m³N)

施設の種類	焼却炉の 焼却能力	新設施設基準	既設施設基準	
			H13.1.15～ 14.11.30	H14.12.1～
廃棄物焼却炉 (焼却能力が合計 50kg/h以上)	4t/h以上	0.1	80	1
	2～4t/h	1	(H10.12.1 より適用)	5
	2t/h未満	5		10
製鋼用電気炉		0.5	20	5
鉄鋼業焼結施設		0.1	2	1
亜鉛回収施設		1	40	10
アルミニウム合金製造施設		1	20	5
(注) 廃棄物焼却炉[焼却能力200kg/h(ただし、廃プラスチック類焼却施設の場合は100kg/d)以上]及び製鋼用電気炉については既に廃棄物の処理及び清掃に関する法律による規制対象施設となっているが、焼却能力50kg/h以上200kg/h未満の施設については、平成13年1月15日から適用。)				

2. 排水に係る排出基準値

(単位：pg-TEQ/L)

特定施設の種類 ³	新設施設 排出基準	既設施設 ¹ 排出基準
<ul style="list-style-type: none"> ・ 硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 ・ 廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設 ・ PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設 	10	10
<ul style="list-style-type: none"> ・ アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設 ・ 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 		10 (20) ²
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物焼却施設の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設(焼却能力 50kg/h 以上のものに限る) ・ 産業廃棄物処理焼却施設の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設(焼却能力 50kg/h 以上のものに限る) 		10 (50) ²
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 ・ 上記の施設を設置する事業場から排出される水の処理施設 		10
<p>(注) ¹ 既設施設については、平成 13 年 1 月 15 日から適用</p> <p>² () 内は、法の施行後 3 年間適用する暫定的な水質排出基準。</p> <p>³ 廃棄物の最終処分場からの放流水に係る基準については、最終処分場の維持管理基準を定める命令により 10pg-TEQ/L と規定。</p>		

追加となった施設(平成 13 年 12 月 1 日施行分)

(単位：pg-TEQ/L)

特定施設の種類	排出規準
<ul style="list-style-type: none"> ・ 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 ・ カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設 ・ クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設 	10pg-TEQ/L

3. 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の基準（平成 12 年 1 月 14 日厚生省令第 1 号）

廃棄物焼却炉に係るばいじん及び焼却灰その他の燃え殻について処分（再生を含む。）を行う場合には、当該ばいじん及び焼却灰その他燃え殻に含まれるダイオキシンの量が 3ng-TEQ/g 以内となるよう処理しなければならない。（平成 12 年 1 月 15 日以前にすでに設置又は設置の工事がされている廃棄物焼却炉については平成 14 年 11 月 30 日までの間は適用除外）

4. 設置者による測定

大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、ダイオキシン類による汚染の状況について測定を行い、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

施設等	試料種別	回数
大気基準適用施設	排出ガス	年 1 回以上
廃棄物焼却炉	ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻	
水質基準適用事業場	排水	

[参 考] 環境基準等

ダイオキシン類の耐容 1 日摂取量 (TDI) : 4pg / kg / 日 （体重 1kg あたりに換算）

環境基準

媒 体	基準値	測定方法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質	1pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備 考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質の基準値は、年平均値とする。
- 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

大気汚染防止法に基づく特別排出基準適用区域図



【特別排出基準の適用区域】

四日市市（小林町、高花平1丁目から5丁目まで、采女町、小古曾東3丁目7番、貝家町、北小松町、南小松町、山田町、西山町、小山町、内山町、六名町、堂ヶ山町、美里町、鹿間町、和無田町、川島町、小生町、菅原町、寺方町、高角町、曾井町、桜町、智積町、西坂部町、山之一色町、赤水町、上海老町、下海老町、平尾町、江村町、北野町、黒田町、萱生町、中村町、平津町、千代田町、伊坂町、山村町、広永町、朝明町、山城町、札幌町、北山町、西大鐘町、大鐘町、あさけヶ丘1丁目から3丁目まで、八千代台1丁目及び2丁目、水沢町、水沢野田町、中野町、小牧町、市場町並びに西村町を除く。）

大気汚染に係る環境基準等

環境基準とは

環境基準は、環境基本法の規定にもとづき、国が大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい行政上の目標として設定することとなっている。この基準については、常に科学的判断を加え必要な改定がされなければならないとされている。

< 二酸化硫黄 >

1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。
(長期的評価は日平均値の2%除外値で評価する。)

* 三重県の環境保全目標：年平均値が0.017ppm以下であること。

< 二酸化窒素 >

1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。
(長期的評価は日平均値の年間98%値で評価する。)

* 三重県の環境保全目標：年平均値が0.020ppm以下であること。

< 浮遊粒子状物質 >

長期的評価： 年間の日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であること。かつ、日平均値が2日以上連続して0.10mg/m³を超えないこと。

短期的評価： 日平均値が0.10mg/m³以下、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

< 一酸化炭素 >

1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

< 光化学オキシダント >

1時間値が0.06ppm以下であること。

< 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針 >

環境大気中の非メタン炭化水素濃度レベルの指針としては午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲が適当である。

大気汚染緊急時の措置等

三重県大気汚染緊急時対策実施要綱より

(1) 緊急時に該当する事態

発令区分 物質名	予 報	注 意 報			警 報
		第 1 種	第 2 種	第 3 種	
硫黄酸化物	大気中における含有率の1時間値(浮遊粒子状物質の項を除き、以下「1時間値」という。) 0.15ppm 以上で注意報の第 1 種の基準に達するおそれのある場合	1 時 間 値 0.2ppm 以上である大気の状態になった場合	(1) 1時間値 0.2ppm 以上である大気の状態が 3 時間継続した場合 (2) 1 時間値 0.3ppm 以上である大気の状態が 2 時間継続した場合 (3) 1 時間値 0.5ppm 以上である大気の状態になった場合 (4) 1 時間値の 48 時間平均値が 0.15ppm 以上である大気の状態になった場合	1 時 間 値 0.5ppm 以上である大気の状態が 2 時間継続した場合	(1) 1 時間値 0.5ppm 以上である大気の状態が 3 時間継続した場合 (2) 1 時間値 0.7ppm 以上である大気の状態が 2 時間継続した場合
浮遊粒子状物質	大気中における量の 1 時間値が 2.0mg/m ³ 以上である大気の状態に達し 2 時間継続するおそれのある場合	大気中における量の 1 時間値が 2.0 mg/ m ³ 以上である大気の状態が 2 時間継続した場合			大気中における量の 1 時間値が 3.0 mg/ m ³ 以上である大気の状態が 3 時間継続した場合
二酸化窒素	1 時間値が 0.4ppm 以上で 0.5ppm の大気の状態になるおそれのある場合	1 時間値 0.5ppm 以上である大気の状態になった場合			1 時間値 1ppm 以上である大気の状態になった場合

発令区分 物質名	予 報	注 意 報	警 報	重 大 警 報
光化学スモッグ	1 時間値が 0.08ppm 以上で、かつ気象条件からみてその濃度が継続し、0.12ppm 以上に達するおそれのある場合	1 時間値が 0.12ppm 以上で、かつ気象条件からみてその濃度が継続すると認められる場合	1 時間値が 0.24ppm 以上で、かつ気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき	1 時間値が 0.4ppm 以上で、かつ気象条件からみてその濃度が継続すると認められるとき

(注) 緊急時の発令は 2 つの測定局を対象とする。但し、状況によっては、1 つの測定局とする。

(2) 緊急時の措置

発令区分 物質名	予 報	注 意 報			警 報
		第 1 種	第 2 種	第 3 種	
硫黄酸化物	硫黄酸化物の排出量の削減体制をとること	硫黄酸化物の排出量を通常時の20%削減すること	硫黄酸化物の排出量を通常時の40%削減すること	硫黄酸化物の排出量を通常時の60%削減すること	硫黄酸化物の排出量を通常時の80%削減すること
浮遊粒子状物質	燃料使用量の削減等の体制をとること	燃料使用量を通常使用量の20%削減すること又はこれと同等以上の措置を講ずること			燃料使用量を通常使用量の40%削減すること又はこれと同等以上の措置を講ずること
二酸化窒素	燃料使用量の削減等の体制をとること	燃料使用量を通常使用量の20%削減すること又はこれと同等以上の措置を講ずること			燃料使用量を通常使用量の40%削減すること又はこれと同等以上の措置を講ずること

発令区分 物質名	予 報	注 意 報	警 報	重 大 警 報
光化学スモッグ	燃料使用量の削減等の措置が行える体制をとること	燃料使用量等を通常使用量の20%削減すること。又はこれと同等以上の措置を講ずること	燃料使用量等を通常使用量の30%削減すること。又はこれと同等以上の措置を講ずること	法第23条第4項に基づき燃料使用量等を通常使用量の40%削減すること

ばい煙排出者の測定義務について

ばい煙等の排出者は、当該ばい煙発生施設等に係るばい煙量等を測定して、その結果を記録し、3年間保存しなければならない。

大気汚染防止法による規定

測定物質	ばい煙発生施設等	測定頻度	備考
硫黄酸化物	排出量 10Nm ³ /h 以上の施設 1. 特定工場等以外の工場・事業場に設置されるもの 2. 特定工場等の工場・事業場に設置されるもの	1回/2ヶ月以上 常時	大気汚染防止法施行規則別表第1 備考
燃料中の硫黄含有率	硫黄酸化物に係るばい煙発生施設	-	規則別表第1 備考の2
ばいじん 1	排出ガス量 4万 m ³ N/h 以上 4万 m ³ N/h 未満	1回/2ヶ月以上 2回/年 以上 2	規則別表第2 備考
有害物質	排出ガス量 4万 m ³ N/h 以上 4万 m ³ N/h 未満	1回/2ヶ月以上 2回/年 以上 2	規則別表第3 備考
窒素酸化物	排出ガス量 4万 m ³ N/h 以上 4万 m ³ N/h 未満	1回/2ヶ月以上 2回/年 以上 2	規則別表第3の2 備考
特定粉じん	特定粉じん発生施設	1回/6ヶ月以上	常時使用する従業員の数が20人以下の場合、当分の間行わないことができる。
有害大気汚染物質	事業活動に伴う有害大気汚染物質の排出状況の把握		責務規定

- 1 ガス専燃ボイラー、ガスタービン及びガス機関に係るばいじんの自主測定の頻度は年1回以上
- 2 排ガス量 4万 m³N/h 未満のばい煙発生施設であって、1年間に6月以上継続して休止するものに係るばいじん及び有害物質の測定回数は年1回以上

三重県生活環境の保全に関する条例による規定

測定物質	施設区分	測定頻度	備考
硫黄酸化物	ばい煙発生施設から 10m ³ N/h 以上排出するもの	常時	
(対象は総排出量規制対象工場等)	ばい煙発生施設等*のうち燃料の燃焼能力が 2,000kg/h 以上	常時	* 金属の精製又は鋳造用の溶解炉のうちキューボラ、一般廃棄物焼却炉及び産業廃棄物焼却炉を除く
	ばい煙発生施設等*のうち燃料の燃焼能力が 1,000kg/h 以上 2,000kg/h 未満	1回/月 以上 ()	
	上記以外のばい煙発生施設等	1回/3ヶ月以上 ()	

同一の条件で稼働している同一形式の施設が2以上設置されている場合は、1の施設を測定すれば足りる。

(注) なお、法、条例では、上記以外の施設についても頻度の明示はないものの測定義務を課している。

公害防止管理者等を必要とする工場等

1. 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律による規定

(1) 公害防止管理者

対象施設等			公害防止管理者の種類		資格者	
大 気	大気汚染防止法施行令別表第1の「ばい煙発生施設」ただし(13)の産業廃棄物焼却炉を除く。(鉱山保安法第2条第2項ただし書きの付属施設に設置されるものを含む。)	(9)	硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の用に供するものに限る	排出ガス量(m ³ N/時) 4万以上	大気1種	大気1種
		(14) (26)	すべてのもの	" 4万未満	大気2種	大気1、2種
	上記以外の工場	排出ガス量1万 m ³ N/時以上のもの	" 4万以上	大気3種	大気1、3種	
			" 4万未満	大気4種	大気1~4種	
特定粉じん	大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる施設(鉱山保安法第2条第2項ただし書の付属施設に設置されるものを含む)	すべてのもの	特定粉じん関係公害管理者	大気1~4種 特定粉じん		
一般粉じん	大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設(鉱山保安法第2条第2項ただし書きの付属施設に設置されるものを含む)	すべてのもの	一般粉じん関係公害管理者	大気1~4種 特定粉じん 一般粉じん		
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2第1号から第4号まで及び別表第2第1号から第6号までに掲げる施設		ダイオキシン類関係 公害防止管理者	ダイオキシン類		

- (注)1 特定工場の対象業種は「製造業(物品の加工業を含む)」、「電気供給業」、「ガス供給業」、「熱供給業」である。
- 2 大気、水質については、有害物質を排出するおそれのある施設とその他の施設に区分して、区分ごとに選任。
- 3 騒音、振動、特定粉じん、一般粉じん、ダイオキシン類は工場ごとに選任。

(2) 公害防止統括者、公害防止主任管理者

	必要な工場	資格者
公害防止統括者	公害防止管理者が必要な工場のうち、常時使用する従業員の数が21人以上の工場	工場において業務の実施を統括管理する者、いわゆる工場長であること
公害防止主任管理者	公害防止管理者が必要な工場のうち、大気関係、水質関係の両施設があり、排出ガス量4万 m ³ N/時以上であり、かつ排出水量1万 m ³ /日以上	大気1種か3種と水質1種か3種との資格を併せ持つ者又は公害防止主任管理者

(注) いずれも工場ごとに選任する。

2. 三重県生活環境の保全に関する条例による規定

公害防止担当者の設置が必要な工場等

ばい煙発生施設、粉じん発生施設、特定施設、指定施設又はダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する施設を設置している工場等（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第2条に規定する特定工場を除く。）を設置している者は、公害の防止に関する業務を担当する者を置かなければならない。*

（注）* 条例改正により届出を要しない。

大気関係公害関係法令に基づく届出書等一覧表

根拠法及び条例	届出書の種類	根拠法及び条例の条項	届出期限	受理権限者	届出部数	
大気汚染防止法	ばい煙発生施設設置(使用・変更)届出書	第6条第1項(第7条第1項・第8条第1項)	60日前まで (使用30日以内)	工場に係るもの 知事	*工場 正1 副1 控1	
	一般粉じん発生施設設置(使用・変更)届出書	第18条第1項(第18条の2第1項・第18条第3項)				
	特定粉じん発生施設設置(使用・変更)届出書	第18条の6(第18条の7第1項・第8条第1項)				
	ばい煙発生施設(一般粉じん発生施設・特定粉じん発生施設)承継届出書	第12条第3項(第18条の13第2項)	承継、変更、廃止のあった日から30日以内に届出	事業場に係るもの 市長	*事業場 正1 控1	
	氏名(名称・住所・所在地)変更届出書特定施設	第11条				
	ばい煙発生施設(一般粉じん発生施設・特定粉じん発生施設)使用廃止届出書	第11条(第18条の13第2項)				
	特定粉じん排出等作業実施届出書	第14条第1項(第2項)	14日前まで	市長	正1 控1	
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	公害防止統括者(公害防止統括者の代理者)選任(死亡・解任)届出書	第3条第3項	選任等のあった日より30日以内	知事	正1 副1 控1	
	公害防止主任管理者(公害防止主任管理者の代理者)選任(死亡・解任)届出書	第5条第3項において準用する第3条第3項(第6条第2項において準用する第3条第3項)				
	公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)選任(死亡・解任)届出書	第4条第3項において準用する第3条第3項(第6条第2項において準用する第3条第3項)				
三重県生活環境の保全に関する条例	ばい煙に係る指定施設届出書	第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項	あらかじめ (使用30日以内)	*工場 知事 *事業場 市長	正1 (副1) 控1	
	粉じんに係る指定施設届出書					
	氏名の変更等届出書	第29条	30日以内			
	指定施設使用廃止届出書					
	承継届出書	第30条第3項				
	炭化水素系物質に係る指定施設届出書	第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項	あらかじめ (使用30日以内)	知事	正1 副1 控1	
	窒素酸化物排出計画届出書	第44条	60日前 (廃止30日前)			
ダイオキシン類対策特別措置法	特定施設設置(使用・変更)届出書	第12条第1項(第13条第1項又は第2項・第14条第1項)	60日前まで (使用30日以内)	知事	正1 副1 控1	
	氏名等変更届出書	第18条	30日以内			
	特定施設使用廃止届出書	第18条	30日以内			
	承継届出書	第19条第3項	30日以内			
	ダイオキシン類測定結果報告書	第28条第3項	年1回以上		正1 控1	

四日市地域における排出基準 大 気 編

平成 21 年 4 月 1 日発行

編集発行：四日市市環境部環境保全課
〒510-8601
三重県四日市市諏訪町 1 番 5 号
電話（059）354-8189（直通）

再生紙を使用しています。